

して、

(甲) 孟子十五上ノ孟子對曰、殺人、以梃與刀、有以異乎、

(乙) 禮記集說本七左、虛主者、惟天子崩、諸侯薨、與去其國、與禘祭於祖、爲無主耳、

の如く用ひられ、(甲)の如きは、與の字の下に以と云ふ前置詞兼帶の動詞を省略してあるから、いよく分りにくいのである、

又與の字と同じく、接續詞に用ふるより、接續詞の及の字を與の字と同じく前置詞として用ひた例もある、

又、經傳釋詞一右には

與猶以也、易繫辭傳曰、是故可與酬酢、可與祐神矣、言可以酬酢、可以祐神也、云々

とあり、又同書一左には

家大人曰、與猶爲也、此爲字、韓子外傳說左篇曰、名與多與之、其實少言、名爲多與之、而其實少也、

とあり、又其次に、

家大人曰、與猶爲也、此爲字、孟子離婁篇曰、所欲與之聚之、言民之所欲則爲民聚之也、秦策曰、或與中期、說秦王曰、鮑本如是、姚言爲中期、說秦王也、

とあり、

第五項 由因自

由因自は大抵同一にヨリとかヨリテとか用ひられて居れど、其間に多少の區別があるのです、即ち、目的格の省かれて獨立に用ひらるゝ時即ち、『教之所由生也』と云ふ如き場合には由の字が用ひられ、句の首には『若民者則無恒産、因無恒心』と云ふ如くに、因の字が用ひらるゝのです、又『何々ヨリ』とか『何々ヨリス』とか云ふ場合には、多くの字が用ひらるゝやうです、尙ほ詳しくは大文典頁六五以下を見るべし、

第六項 爲

爲と云ふ字は、大抵目的格を有して、『爲之』、『爲父』、『爲得富』などの如くに使用せらるれど、獨立に用ひらるゝものも亦間々無きにあらず、即ち、禮記、墨子等の例は、前の大文典に擧げ置きしが、漢書帝紀元元年武には、『民年九十目上、已有受鬻法、爲復子若孫、令得身帥妻妾、遂其供養之事』とあり、又孔子家語の跋文にも、『安國爲之』是なるが如し、今文讀而訓傳其義、と見えて居り、又習文錄甲乙判二にも、李琮傳を引ける中に見ゆ、又『爲メニスル』と和訓せられて、動詞形として用ひらるゝ事も極めて稀に之れ有り、例へば、禮記十九ノ廿八終孔子曰、夏后氏中孔子曰、吾聞諸老聃曰、昔者魯公伯禽有爲、爲之

也、
の類である。又『自爲』と云ふ例は、孟子に見ゆるのである。又左傳二年十には、『德刑政事
典禮不易不可敵也、不爲是征』とあり、成公五年には、『國主山川、故山川崩、川竭、君爲之不舉』
ともあり。

第八項 以

以は方法を示す一種の前置詞にして、其下に目的格を有するものと、目的格を省略し
て獨立に存在する者とあり、例へば、『以赤手取天下』の如き、『以正君臣、以篤父子』の如き
類である。又所以と續く場合には、『以テスル所』と云ふ意味にて、以は動詞形を爲すもの
であるといふ事は、接續代名詞の所字の條に一言した通りである。
又以往以來以前以後など、つゞくる以の字は爾來而來の爾而等と同一にて、普通の
以の字より頗る輕き意味にて置かるゝものにて、例へば、『自周公以前』と云へば、『周公
ヨリソノ前』の義にて、ソノの意味を爲して居るやうである。大文典八頁に、この以の字
を普通の前置詞と同一なる如くに解釋して置いたのは、今に於ては不當なる如く考
ふるのである。

この他用庸式等の諸字も、古代は多く以の字と同一に用ひられたものである。

第九項 後置詞

後置詞は、漢語に於ては、通常二種ありて、第一は普通の前置詞が後置詞となれるもの、
第二種は初めより後置詞として使用せらるゝ性質の語である。

第一の前置詞が後置詞となる原因は、語勢調和の爲め若くは前置詞が疑問詞に出會
せし爲に在るものと思はる、即ち、

(一) 於と云ふ字は殆ど後置詞となる事は無けれども、極めて稀に左傳などに後置詞と
して用ひられたる例があるのです、即ち左傳十四年、

諺所謂室於怒、市於色者、楚之謂矣。

の類にて、これは語勢を添ふる爲めである。

(二) 于の字は、詩經大雅蕩崧高に、『四國于蕃、四方于宣』とか、小雅都人士采芣の、『之子于狩』
とかの類である。この于の字は於の字をアアと訓して、感嘆詞とせしもの、及びコ、ニ
と訓して感嘆詞とせしもの、即ち大雅文王の、『文王於昭于天』とか、『王在靈沼、於物魚躍』
とかの例と同一と思はるゝのである。即ちこれによりても、前置詞の後置詞となるの
は語勢を添ふる事が一の原因である事は明である。

(三) 與の後置詞となれるものは、何々ト共ニと云ふ義を爲すものが多いので、『吾誰與歸』

など云ふ如くに用ひらるゝのである。又『義之與比』など云ふ形もあるのです。

(四)以の字はモツテと和訓し、トモニと和訓し又ユエニと云ふ義をなすものがあるのである。即ちモツテと和訓する例にては、『一以貫之』とか『五十以學易』の類にて、トモニと和訓する例は毛詩に『不我以歸』の以の字の類である。又ユエニの義をなす例は『是以』『此以』等の一類である。元來以是と是以と云ふ例は、古くから並存して居つて、以是と云ふ時には前に在る者を指示して、『其物ヲ以テ』の義である。是以と云ふ時には、前の語句を受けて、その前の語句を原因と見做して是以をコノユエニの義に解する例である。併しながら、凡そ前置詞の以と指示代名詞の是と合せし場合の熟語は、於是由是爲是とある事が、於由爲等の前置詞に在りても正則であらうと思はるゝ所から推して、以是と云ふ事が、其の最初の形であらうと思ふのである。然るに、後に至りて、是以と云ふ形が出来て、遂に以是と云ふことゝ自然に其慣用が分れたのであると思はるゝのである。

又以不以否を『何々スルヤ否ヤ』と和訓するのであるが、これは以と云ふ字を動詞形として『何々スルコトヲ以テスルヤ否ヤ』と云ふ事であると思はるゝ。

(五)爲といふ語の後置詞に使用せられたる形を有して居るものは、『許國之爲』など云

ふ如くに、後置詞の之の字の下に名詞の如くにして置かれたるのである。

(六)自といふ語も古く『本自』『笑自』など、用ひらるゝ事があつた。これはやはり後置詞となつたのである。

第二の『初より後置詞として使用せらるゝ後置詞』と云ふは、之の字にして、この語は代名詞の助辭として、語句の半ば若くは終りに置かれて、其の語句の意義を完成し、若くは其語句の語勢を添ふるものである。今後置詞として用ひらるゝ之の字も、其用法の目的は全然助辭的代名詞の之の字の語句の意義を完成する目的と語勢を添ふる目的とを兼ねて居るものと思はるゝのである。即ち、

大學之書 國之光

など用ひられて、其之の字によりて『大學ノ書』と云ふ事が重く見え、又之の字のあるために『大學』と書と云ふ事が全く別物なる事が分明になつて居るのである。『國之光』の如きは、之の字は無くとも、其意味に於ては不明の恐なけれど、光と云ふ語を重く示す爲には、之の字の必要があると思はるゝ。之の字は、恰かも我日本語のノ又はガと同一にして、文章の主格の下に附きて文章の意義を明にし、且その主格に語勢を添ふるものである。即ち、

尺蠖之屈以求信也

寡人之從君而西也左傳十四年

の類の之の字である、此一類の之は、其形式に於ては、大なる相違あれど、目的格の下に在りて、語勢を添ふる之の字と、其用法の理由は全く同一であるのです、即ち、

謂其左右曰吾何德之務而有是臣也國語十五

子曰父母唯其疾之憂論語二

唯仁之爲守唯義之爲行荀子二

の類である、但し此場合の之の字は、又老子我介然之二十右の『使我介然有知行於大道唯施是畏』の是の字の如くに、指示代名詞を用ふる例もあるのであるが、要する所之の字が主格の下に入るのは、之の字が目的格の下に入りて、其目的格と説明語との關係を明にし、且つ目的格に勢力を添ふると同一の趣旨に外ならぬのである、

第九章 接續詞

第一項 接續詞の定義

接續詞とは、語と語とを連結し、若くは句と句とを連結する品詞である、

第二項 接續詞の種類

接續詞は、同等の語と語とを連結し、若くは同等の句と句とを連結するものあり、これを同位接續詞と云ふ、又完全句と不完全句とを連結するものあり、これを従位接續詞と云ふ、

又、その語の意義によりて、これを分類し、單に語若くは句を連結するものを鎖合接續詞と云ふ、而及并等の類である、『コレカアレカト比較シテ選リ分クル』意義を有する接續詞を、選擇接續詞と云ふ、若の類である、又甲と乙と反對の意義を示す接續詞を、反對接續詞と云ふ、然雖雖然等の類である、又原因と其結果との關係を示すものを推理接續詞と云ふ、故是故是以の類である、

第三項 與并及

與并及の類は與と及とはオヨビトなど訓し、并はナラビニと訓して、皆同一の作用をなすものである、即ち、

富與貴是人之所欲也

積慈悲并善根

承誤已行決及原放訖者

應用支那文典

第三編 詞論 第九章 第三項 與并及

接續詞

第一項 接續詞の定義

第二項 接續詞の種類

一九九

の類である。

第四項 而

而と云ふ字は、必ず句と句若くは完全句と不完全句とを結合するものにて、語と語とを結合するものは極めて稀である。例、下に在り、與 及 は其用法廣くして、語と語又は句と句とを結合する事普通なれど、而 字は其範圍これに比して狭きやうなり、さて而 字の用例は、

第一鎖合接續詞并に選擇接續詞に立つもの

不有祝鮀之佞、而有宋朝之美、難乎免於今之世矣。

とあるものは、鎖合接續詞にして、此他に、

(一) 韓子七ノ六左 以管子之聖、而隰朋之智、至其所不知、不難師於老馬、與蟻。

(二) 墨子三ノ左 正長既已、具天子發政於天下之百姓、言曰、聞善而不善、皆以告其上。

の如き類である。これは(一)の韓子の例は、其下の句には與の字ありて、これと相對して同一義に用ひられて、オヨビ若くはトと和訓すべきものと見做さるゝのである。(二)の墨子の例は、學者の説一定せず、或はモシクハの意義としてこれを選択接續詞と見做す者あり、又これを與及と同一に見做すものあり、經傳釋詞五右には與及と同一に見

做して居るのである。予の考によるに、而の字は與とも類似音であり、又若如等とも類似音であり、音の上より云へば、何れの説に従ふも可なれど、茲の墨子の文意より解する時は、若の字に従ふ方至當と思考せらる。

第二、反對接續詞に立つもの、

賢者狎而敬之、

管仲且猶不可召、而况不爲管仲者乎

の類にて、此他然而と云ふ場合のものは、皆反對の意味を含んで居るのである。

第三、從位鎖合接續詞の而字、

予は、前の大文典に於て鎖合接續詞の而字を、同位と從位との二種に區別して説明せしが、其區別の標準は、句意の切れたる間にある而字を同位鎖合接續詞とし、句意の切れざる間に在る而字を從位鎖合接續詞とせしも、こは單に説明の便宜に出づるに過ぎずして、二者全く同一なり、さて句意の未だ切れざる所に使用せられたる而字の例とは、

(一) 古之人、修其天爵、而人爵從之、今之人、脩其天爵、以要人爵。

(二) 夫子之言性、與天道不可得而聞也。

の如き類にて、(一)の例は、下の句には以の字ありて、而の字はこの以の字に相對して使

用せられて居るのである。而して、(一)(二)共に而字の上の句意は完了して居らぬ形である。此他、

因而 イカンシテ 如之何而 ナニシテ 何爲而

三月而 ニシテ 既而 ニシテ

などの如く、副詞の下に附けらるゝものもある。而して、これ等の副詞中因とか三月とか既とかは而の字の附かぬ時は、單に一の語に過ぎざれど、既に斯くの如く而字の附ける上は、各一の句の性質を有するに至るのである。即ち例へば三月といへば語なれど、三月而と云へば三月アリテの義をなすので、自ら句と爲つたのである。

第四、而字は又接續詞の外種々の意義に使用せらるゝのである。

(一)而後と連字して然後と同一に用ひらるゝものあり、因て此理由より推及して、修飾的副詞の下に、

啓呱呱而泣、

突而辨兮 詩の毛箋に突附加

舒而脱脫兮 詩の毛箋に脱

鋌而走險 左傳文公十七年社註

などある。而字は、古代の注釋書に、これを然の字の意義と見たるものあり、經傳釋詞二七

には、『而猶然也』と説いて、右の如き例を擧げてあるのは、強ち不當ではないと思はるゝ。併しながら、この而と云ふ字は、其音も斯くの如く然爾如などゝ同一であるのみならず、其意義も亦同一に歸するのであるから、何れに解釋してもその歸着點は同一であるのです。

(二)右の普通より、而と云ふ字が若如として用ひられて居る例は、甚だ多いのである。例へば、

(A) 文王視民如傷、望道而未之見 孟子離婁篇

(B) 瞻然而雷擊之、如牆厭之 荀子強國篇

(C) 且先君而有知也 左傳僖公廿九年

の如き(A)は上句には如の字を用ひ、下句にはこれと相對して而の字を用ひて居るのである。『道ヲ望シテ』と和訓するにしても、やはり其意義はゴトシとか若クハとかの義を含んで居るのである。(B)は上句に而字あり、下句に如字ありて、相對し、全く(A)と同一の用法である。(C)は而字をモシと訓しても、亦而シテと訓して、『先君ニシテ知ルテアラバテ和訓しても、差支はないのである。兎に角に、その意義は同一に歸するので、而字が如若と同一に用ひらるゝ證據は、一方にまた如若が而字と同一に用ひらるゝ例ある

を見て、これを知ることが出来る、即ち、老子右ノ廿二に、

寵辱若驚ハカモ、ク、貴大患若身ハカモ、クナリ、カフ、何謂寵辱辱爲下得之若驚失之若驚ハカモ、ク、トテモ、ハカモ、ク、ヲカモ、ク

とある若の類である、此若の字はシカモと訓して而と同一である、

(三)又經傳釋詞二七ノ左には、

而猶乃也乃、與、而、對、言、ス、レ、之、則、異、散、言、之、則、同、既、見、乃、字、下、詩杖杜曰、期逝不至、而多爲恤、言乃多爲憂也、鄉射禮

曰、而錯言乃錯也、大戴記曾子本孝篇曰、如此而成於孝子也、言如此乃成爲孝子也、檀弓

曰、而曰然、鄭注、而猶乃也、

とありて、同書一六ノ右に、

乃猶然後也、書禹貢曰、作十有三載、乃同是也、亦常語、乃猶而也、春秋宣八年十月己丑葬

我小君頃熊、雨不克葬、庚寅日中而克葬、定十五年九月丁巳葬我君定公、雨不克葬、戊午

曰下昃、乃克葬、公羊傳曰、而者何難也、乃者何難也、既文、乃、或、曷、爲、或、言、而、或、言、乃、乃、難、乎、

而也、案乃與而對言之則異、禮記文王世子曰、文王九十七、乃終、武王九十三而終、是也、散

言之則通、五、見、而、儀、禮、燕、禮、大夫不拜、乃飲、鄭注曰、乃猶而也、

とあり、此而字は必ずしも乃の意ありとしてスナハチと云ふ如くに心得て解釋せずとも其文意は通ずれど、此場合の而字を漢以來、既に乃に通ずるものと解釋して居れ

ば、これに従ふも素より其普通の上より差支なしと思はる、大文典五九

(四)また普通の上より、經傳釋詞には而字を則字及び以字と通ずと爲せり、同書三ノ左に、

而猶則也、易繫辭傳曰、君子見幾而作、不俟終日、言見幾則作也、僖十五年左傳曰、何爲而

可言、何爲則可也、

とあり、又同書四ノ左に、

家大人父王引之孫之曰、而猶以也、楊倞注、荀子疆國篇曰、而往、猶已上也、已、與、以、同、凡、書、傳、

皆放此、前、而、後、者、書顧命曰、眇眇予末小子、其能而亂四方言、其能以治四方也、某、氏、傳、能、如、父、墨、

子尚賢篇曰、使天下之爲善者可而勸也、爲暴者可而沮也、以上、凡、言、可、而、者、皆、謂、可、

以也、

とあり、要するに、而字は普通の上より、斯くの如く種々の品詞として用ひらるゝ事を一通り心得て置くべきである、

第五項 且

且と云ふ語は、單に單純副詞に立ちて、マタとか一方ニハとか、マサニとかの意を爲す

ものであるが、又接續詞として用ひらるゝものもあるやうです、その接續詞たるもの

には、鎖合的と、選擇的とありて、鎖合的のものは、

(甲) 鄭伯使祭足勞王且問左右 (乙) 我歌且謠
(丙) 獸相食且人惡之爲民父母行政不免於率獸而食人

の如き類にて甲と乙とは又と同じく丙は尙と同一である故に此場合には且と云ふ語が其接續する句と句との間には置かれぬのである此他選擇的の例は經傳釋詞八左七に抑の如く使用せらるゝものであると云つて居る詳しくは大文典頁六八以下を見るべし

第六項 猶由攸尙

猶由攸の三字は同音にてナホと和訓しゴトシの意味を爲しヤハリと俗解してモトノママと云ふことを意味す即ちゴトシとかヤハリとか云ふ事は皆モトノママと同一であるからである故に經傳釋詞七左には禮記内則の『子弟猶云々の鄭注に『猶若也』の説を引きて若の如しとも云うて居る若と云ふ事は若似若或など云うて似ルと云ふ如き意義を帯びて居る語であるからやはりゴトシに通ずるのである

猶由攸はまた以と用とに通ず經傳釋詞八左に『廣雅曰由以用也由以用一聲之轉而語詞之用亦然字下』とあり

以上猶の一類は况と呼應する時は勿論接續詞をなし又『堯舜其猶病諸』の如くスラと

云ふ意義に用ひらるゝ時にも接續詞である其理由は况の下に説明すべし

尙は日本語の^{スラ}と云ふ語に當る『天地尙不能久而况於人乎』の如きは况と云ふ語と相呼應して接續詞となるものであるが况と呼應せざる時は單純副詞のヤハリの意義を爲すものが多い

第七項 况

况と云ふ語は而况と續けて用ひらるゝ事多く又况乎と用ひらるゝ事もあり而して其句の下には大抵疑問助字の乎の字がある慣習です即ち

莊子^{五ノ十六}右^{徐無鬼}而况乎昆弟親戚之^{スル}聲咳^{ニテ}者乎

の類である

斯くの如くにして况と云ふ語の接續詞に立つ場合には其况を以て接續せらるゝ他の句はこれを言外に含めたる形にして猶の字尙の字の^{スラ}と和訓せらるゝ場合と同一であるのです即ち

管仲^{スラ}然リ

と云へば^{スラ}と云ふ接續詞の爲に此句の外に尙ほ一句ありこれを加へて初めて完全なる文章となるべきをそれは既に意義分明なるが故に常にこれを省略する規則

である、これと同じく、『况ンヤ何々スルヲヤ』と云ふ場合には、其中に他の一つの句の意味は含まれて居るが故に、これは常に省略するのである、スラとかイハムヤとか云ふ語は、斯くの如く、二つの句を連結する性質を有して居る語なるを以て、予は以前よりこれを接續詞の性質ある語と云ふ次第である、
况は又矧と通ずる事がある、而して又矧は經傳釋詞右九以下十四に亦又等に通ずると云ふ例も示してあるが、其中には少し不當の所もあれど、大體に於て尙書の中に在る矧の字は、又か亦かの意に解釋すればよく分るので、

第八項 又有復

又は『盡美矣又盡善也』と云ふ如くに用ひられて、鐵合的に用ひられ、或は而又將又など、用ひらるゝ事もある、また單純副詞の如くに『於禽獸又何難焉』と用ひらるゝ例もある、また亦の字と同一に用ひらるゝものもある、即ち、
荀子左王新十三 臣使諸侯一天下是又人情之所同欲也、
の類である、また復の字と同一と見ても見られぬ事の無いやうなものもある、それは毛詩に『亂之又生云云』の毛箋に、この又を以て復となせり、
有は又と同音の關係より、常に又の字として用ひらる、詳なることは大文典頁六九四を

参照すべし、

復はフタ、ビと云ふ義にて、これは接續詞にあらずして副詞なり、

第九項 亦還

亦はモマタと訓し、日本語のモと云ふ語に當る、而して、此語は、文章の上句下句に各一つづゝこれありて、例へば『治亦進亂亦進』と云ふが如く用ひらるゝものもあれど、多くは『教亦多術矣』と云ふ如く、文章の一方の句のみに此字がある時は、他方に於て尙一つの句が存在して、其二つの句が合して一つの完全なる文章となることを意味するのである、

この亦字が抑と云ふ字と連りて抑亦と續く時は、幾分感詞的となつて、接續詞としての意味は少いやうに見ゆるのである、

又、この亦の字が、打消副詞と連合する場合に關する説明は、大文典頁七〇四以下に詳にしてあり、また後文に於て、其形式の異同に就きては詳説する考である、

還は古書に亦の字と同一なる如く用ひた例が澤山あるから、一言附記して置くのである、

第十項 如若而

如若而三字の通用する事は、前既にこれを説けり、それ故に、論語には『安見方六七十如
 五六十而非邦也者』と用ひ、唐律には『威若力』と云ふ如くに用ひてあつて、何れも選擇接
 續詞である、然るに、經傳釋詞八左には、此論語の『六七十如五六十』の如を接續詞の與と
 同一のものとしてあるのである、但し如若與の三字の音の相近きことは、論なき事
 て、與の字を如若と同じくモシと訓することあるは、前の疑問副詞の與の字の條にて
 説明せし如くなれど、この如の字は、選擇的の意義のものにて鎖合的の意義のもの
 にあらず、たいこの如の字をもイツレと云ふ意義をなす點に於て與の字と同一で
 あると見たのであれば、勿論誤りはないのである、

此他、或と云ふ字が若と同一義のモシクハと云ふ接續詞に立つものもある、大文典七
 一頁其理由は若と云ふ字が又或と云ふ字の如く用ひられて、例へば左傳襄公十一年に『若子若
 弟』とある如く、全く或と云ふ字の如く用ひらるゝ事があるからである、
 此他、豈といふ字がモシクハと和訓せらるゝ事があるが、これは副詞です、大文典七
 一頁

第十一項 抑

抑と云ふ語は、其類似音の關係より、意臆、億懿に作つてある、而して其用法は第一選擇
 接續詞、第二反對接續詞、第三副詞に立つのである、

第一の選擇接續詞は、大抵抑亦と續く例にて、『仲子所居之室、自夷之所築、與抑亦盜跖之
 所築、與』の類である、

第二の反對接續詞の例は、『子夏之門人小子、當洒掃應對進退、則可矣、抑末也』の類にて、こ
 れは『云々デアアルガシカシソレハマダタラス』と云ふ事であるから、上の句と下の句と
 の反對を示して居るのである、

第三の副詞の例は、經傳釋詞三ノ下十一に見ゆる所にして、或は意者に作り、或は抑者に
 作つて居るので、日本にてはこれをオモフニと和訓すべきである、オモフニと云ふ事
 は未來の事を豫想するものであるから、疑問の意を含んで居るのである、元來抑と云
 ふ語が疑問の意味を含む語であるから、如何なる處に在りても、『コレカアレカイヤイ
 ヤコレデアラウ』と云ふ如き事に用ひらるゝのである、それ故にオモフニと云ふ副詞
 として用ひらるゝのも其理由は明白である、

第十二項 故

故は或は願に作り、或は固に作り、互に相通する事、經傳釋詞右五ノ下十四に見ゆ、しかし予
 を以てこれを見れば、願はオモフニと訓し、固はモトヨリと云ふ意義に訓すれば、それ
 にて分るやうである、

故は、推理接續詞として例へば、

人有禮則安、無禮則危。故曰禮者不可不學也。

の如くに用ひらるゝものである。又、

天下咸服矣。有德故也。

と云ふ如くに、先づ上句に結果を記し、下句に原因を記し、而して故と云ふ接續詞にて

兩句を接續する形を表はして居るものもある。

又、古くは肆の字を故といふ字に用ひた例もある。

次に、また故といふ字が則字と同一なりと云ふ事、經傳釋詞五右ノ十に見ゆ、即ち、

故猶則也。墨子天志篇曰、當若子之不事父、弟之不事兄、臣之不事君也。故天下之君子與

謂之不祥者、與即

とあるので、これは、日本の古事記などに、故と云ふ字をカレと訓し、爾の字をもカレと

訓して、共にユエンとか又はシカルトキと云ふ義に用ひてあるのである。則の字は即

ちシカルトキと云ふ語に當るのであるから、支那に於ても、故と云ふ字が則の字に當

ることは此點より見ても理由なき事はないのである。

此他、是故とか如斯故とか故以とか云ふ如き接續は澤山あるのである。

第十三項 雖縱從假借

雖と云ふ字は古來云へドモと和訓し、縱以下の文字は、これをタトヒと和訓して、別物

の如く思ふものもあれど、其意味に於ては少しも異ならぬのである。素より雖といふ

字をタトヒと和訓して少しも差支なし。

此一類の語は、然而而況雖然など、同じく、反對接續詞であるのです。

而して、此一類中、雖縱の一類は、

於大國雖公子亦卿送之。雖は云といふ助詞とドモといふ反對接續詞とを連結せる

句を爲して居るのである。大文典七二五頁以下参照すべし。

と云ふ如くに、雖は不完全句に附きて、これを他の完全句に結合して、一の文章を形成

するのである。即ち此例にて『雖公子』と云ふが一の不完全句にして、これを其下句の完

全句に結合して居るのである。

又、然而而況雖然などは、完全句と完全句との間に於かれて、其二句を結合するもの

であるから、これは同位接續詞である。

第十四項 接續副詞句にして接續詞たるもの

接續副詞句にして、接續詞たるものは、由此觀之、以此觀之、不然則などの如き類であ

者也の一類も亦甚だ多し大文典七三八頁以下参照者の字は

學者 古者 昔者 或者

など、用ひらるゝものなるが其實は接續代名詞の先行詞の者の字より一轉せしものにて、やはり『學ト云フモノハ』『古トイフモノニアリテハ』などの義と見ることも出来るのである。

也は『古也』とか『伏羲氏之王天下也』の如く用ひらるゝものにて、者も也も昔と今とを對照する時に古又は昔の字に附くのが通例である。

又、一旦前に云うた事を更に説明する場合には、也と者とを重ねる事がある。

易象也、象也、者像也。

の類である。

也と云ふ字を、ヤと云ふ感詞に用ふるのは也は事物の説明をする語であるから、それより轉じ、念を押して人に注意を與ふる場合の感詞となつたものと思はるゝ。者也の一類に哉と云ふ字がある、これは句の終りに附きて、専ら強き感嘆を司り、日本にてはカナと和訓するのである。

第五項 他の品詞より來る感詞

他の品詞より來る感詞も亦甚だ多いのです。第一代名詞より來るもの、第二副詞的に置かるゝものにて、其實感詞たるもの等である。

第一の代名詞より來るものとは、是斯時、惟、維、伊、侯等を主として、助字代名詞の之の字及其夫等がコレとかソレとか和訓せられて、語勢を添ふる爲に置かるゝものである。第二の副詞の如くに置かるゝ感詞とは、於、于、等、の如きア、と和訓せらるゝ文字が、コニと和訓せられても、其實はア、と和訓する場合と同一にたゞ語勢を添ふる爲に置かれたものである時は、和訓の如何に拘はらず、やはり感詞であるのです。凡そ日本に於てコ、ニと和訓せられて、場所の副詞の如く見らるゝものにて、文章の要素たらず、主として語勢を添ふるものである時は、皆感詞といふべきであるのです。今その文字の種類の大略を擧ぐれば、

曰 吹 聿 遙 粵 越 曰若 越若

云 言 薄言

時 于時 肆 逝

況 來 抑

等である。

第四編 文章論

第一章 文章論の定義

文章論とは、文章を組織する各成分文章の成分とは、單語、熟語、
及び完全句、不完全句の類、の關係を講究する學問にして、之れを作文の技術上より見る時は、作文法コンポジションと稱すべきである。今本篇に於ては、勉めて實際上を主とするが故に、なるべく文章論を作文法に近づけて漢作文の便宜を主として講せむと欲するのである。

第二章 文章組織の成分

文章論に於ては、單語、熟語若くは句を、主格とか、説明語とか云ふ名稱を附して分類し、其相互の關係を講究するのである。而して詞論は文章論に到達する準備として、右の語句を數種の品詞に分ち、その各品詞の性質を講究し置くものにて、文章論にありては、其各品詞が文章組織の場合に如何せらるるかを講究するので、即ち文章を組み立つる場合に於て、如何なる品詞が文章の如何なる成分として使用せらるるかを講究するのである。

さて所謂文章組織の成分とは、文章の構造を他に説明し教授せむとする場合に便宜上その文章の各部分を形成する所の語句に向つて、或る名稱を附する事にて、その種類は、主格、説明語等を主として、十數種に上るのです。

然り而して、其中最も主成分とも稱すべきは、主格と説明語との二つである。主格とは文章の主動者を示すものにして、説明語とは、その主動者の性質有様若くは働きを示すものである。例へば、

有人 孟子生 穆王征犬戎

と云へば、人とか孟子とか穆王とかは主格にして、有とか生とか征とかは説明語である。

凡そ文章に於て、他の部分は兎に角、この主格と説明語との二つが備はらぬに於ては、文章は成立せぬのである。故に、他の部分は省略する事あれど、此二つの部分は省略する事はないのである。併しながら、萬止むを得ざる場合には、主格は時に省略する事がある。通常文章の各部分が具備して居る場合に主格を省略するは素よりの事なれど、單に主格と説明語との存在する場合にも、主格を省略する事がある。併しながら、此場合に、説明語さへあれば、文章は成立するのである。此に由りて之を觀る時は、文章に於

ける最大主要成分と云ふべきものは、説明語であると云ふことが知らるるのである。

第三章 文章組織の各成分の名稱

文章組織の各成分は、これを大別する時は、格(Case)と説明語(Predicate)とであつて、其の格は、又多くの種類に分るゝのである。即ち、主格、目的格、與奪格、副詞格、呼格等である。

第四章 格

第一項 主格

主格の定義は前に説明する如くであるが、更にこれを換言すれば、吾人の説明せむと欲する、或る事物の名稱とも云はるゝのである。

主格は、名詞代名詞若くは名詞形たる句より成るものである。即ち『四者之來寵祿過也』の四者之來と云ふ句は、これが名詞と見做されて主格に立つて居る形である。主格は、常に文章の首に在るのが、漢文の規則である。併しながら、自動詞の有の字若くは形容詞の無とか多とかいふ語が説明語たる場合即ち『有物』とか『多財』とか云ふ如き場合には、主格が説明語の上に在るのである。

また倒置法によりて、主格を説明語の下に置くこともある。例へば、『不仁哉梁惠王也』の如く、説明語の不仁哉を主格たる梁惠王の上に置ける類である。

第二項 目的格

目的格とは、主格がその動作を及ぼす所の目的物の名稱にて、他動詞が文章の説明語に立ちたる場合にのみ置かるゝのである。例へば、

(甲) 武王滅殷

(乙) 羽父請以師會之

の殷とか以師會之とかの類である。而して、(甲)は目的格が一つの語より成り、(乙)は目的格が一つの句より成つて居るのである。請と云ふ他動詞の下に句の在る時は、和訓の場合には、『何々セムト請フ』と云ふ如くに訓するが故に、日本人は往々此請の字の下の句を形容的副詞と見做す事あれど、其實は、『何々セムコトヲ請フ』と云ふ事なれば、請の字の下の句は目的格であるのです。

目的格の位置は、通常他動詞の下に在る規定なれど、時に種々の原因によりて、他動詞の上に置かるゝことがある。

其第一の場合には、他動詞の爲と云ふ語が説明語となりし場合に、例へば、『孔子爲聖人』と云ふ如き場合に、孔子は目的格にして、爲の下に在る聖人は形容的副詞である。これ

は元『人が孔子ヲ以テ聖人ト爲ス』と云ふ意義の文を以と云ふ前置詞を省略した形である、その證據は、『彼以煦煦爲仁子子爲義』と云ふ如き實例もありて、上の句には以の字あれど、下の句には以の字の無いので明である、但し、論語の『八佾舞於庭』の如きは、『八佾ヲ以テ庭ニ舞ハス』と云ふ義と見ることが出来るが、然し是は八佾と云ふことが主眼になるから、こゝに置いたものと見らるゝのである(天文典七六三頁四頁参照)

第二は打消副詞の用ひられたる場合に、其打消副詞と説明語との間に目的格を入れることあり、例へば『不女忍殺』とか『莫我知也夫』とかの女又は我の類である、

第三は他動詞の謂又は曰と云ふ字が説明語に立てる場合、たとへば『富有之謂大業』の富有とか、『凡勝國曰滅之』の凡勝國とか云ふ類は、説明語の謂とか曰とか云ふ語の上に在るのです

右の場合に助辭的代名詞の之字のあることもあれば、なきこともあり、

第四は、副詞的に、目的格が主格の上に在ることあり、例へば『禹吾無間然矣』の禹と云ふ語は目的格にして、吾と云ふ語は主格である、又『無間然』と云ふ語は説明部でありて、『禹ヲ吾は間然せず』と云ふことである、此場合には禹と云ふ目的格に重きを置くが故に、此語を句の頭に置いたものである、これ恰も前の第一の八佾と云ふ目的格を句

の頭に置いたと同一理と思はるるのである、

第五は、疑問詞の目的格に立つ場合、例へば、

誰怨

何願

の誰とか何とか云ふ語は疑問代名詞なるが故に、説明語の上にあるので、これは疑問詞の性質上、當に然るべきことである、

第三項 與奪格

與奪格とは、主格が或る生物か若くは其生物の代名詞に向つて、或る事物を與へ、若くは其所有物を奪ふ時に、其生物の名に命ずる所の一種の格である、而して、この場合には、又與奪の意義を有するところの他動詞が、文章の説明語たることを必要條件とするのである、與奪の意義ある他動詞とは、與とか、賜とか、告とか、教とか、奪とか云ふ如き文字である、

與奪格の形式は、他動詞の下に與奪格がありて、又その下に目的格のあることを以て通常となす、例へば、

賜五品以上物

の類にて、五品以上が與奪格にて、物と云ふ語が目的格である、この場合の形式に於て、

特に注目すべきことは、與奪格の上に前置詞の於と云ふ語を置かぬことである。若し前置詞の於と云ふ語を置く場合には之を與奪格と云はずして副詞と云ふのである。例へば、

施^ス於^ニ人^ニ 傳^フ於^ニ子^ニ

の人とか子とかの如きは於と云ふ語の目的格になつて居るから、これは與奪格にあらずして副詞と云ふべきである。即ち、『何々ヲ施ス』と云ふことにて『人ニ』と云ふことは、其施したる場所を示したるだけのことなれば、これは與奪格にあらずして副詞たる所以であるのです。

又右の場合には與奪格の下にある所の目的格の上には、勿論於と云ふ前置詞はない筈である。然るに禮記三ノ十六左の疏に、

若^{キハ}大夫以上、則^チ君使人歸^ラ俎^ニ之^ヲ於^ニ俎^ニ

とあるを、集説一ノ三十五左には、若^{キハ}大夫以上、則^チ君使人歸^ラ俎^ニと譯してある。これによる時は、之の字は與奪格であること疑なきことなるが、その下の目的格の上に前置詞の於の字があるのは、大に疑はしきところである。然しながら、これは疏文の意味は『俎ニ於テ歸ル』の義にて、集説が、たゞちに俎を以て目的格と見なしたのとは、其立案の主意

が違つて居るのであるから、矢張於と云ふ字があつても宜しいのである。

次に、與奪格の内にて、與奪格を説明語の上に置くものあり、例へば、

予^ニ取^ル 某^ノ賜^ヲ姓^ト何^カ々^ニ

と云ふ如き類である。即ち予とか某とかは與奪格である。

第四項 副詞格

副詞格とは、自動詞、他動詞、其外何れの語を論せず、すべて説明語に立てる其説明語の下に副詞として置かるゝ格の總稱である。前の大文典七六九以下には、この一類の格をば或る一二の英文典の分類法に基きて、精密に論じてあれど、つまり副詞的若くは形容詞的に説明語の下に置く語句の總稱に過ぎぬのであるから、今こゝには單に副詞格と命名して置くのである。

第一、自動詞の下に在る副詞格

自動詞の下に在る副詞格は、前置詞を有するものと、前置詞を有せざるものと、『何々ニ』と和訓するものと、『何々ヨリ』と和訓するものとあり、即ち、
從^リ之^ニ 非^ズ挾^ム泰^山以^テ超^ス北^海之^類也
至^ル於^ニ楚^軍

青於藍^{コリ}

の如き類である。而して右の内、青と云ふ語は、自動詞にあらずして、形容詞である。然しながら、此場合の形容詞は、『青クアル』と云ふことに歸するものなれば、矢張これも自動詞の有と云ふ語に添はりたる副詞格と云はるべきである。

第二、他動詞の下に在る副詞格、

他動詞の下に在る副詞格は、説明語の下に目的格あり、而して其次に置かるるものにして、例へば、

(甲) 遠方圖物貢金九牧^ニ

(乙) 于以采蘋南澗之濱于采藻于彼行潦^ニ

の類にて(甲)は金と云ふ語が目的格にして、九牧と云ふ語が副詞格である。(乙)は蘋并に藻が目的格にして、其下の語が副詞格である。而して此外に目的格をば省略してある例もある、即ち、

孟献子言於公曰^ニ

の如き類である。然し、此類の例は、言と云ふ説明語は、『物ヲ言フ』と云ふことにて、物ヲと云ふ目的格を含んで居る形である。

又目的格を説明語の上に置きて、副詞格を説明語の下に置くものあり、又は副詞格を説明語の上に置くなど、種々の形式があるので、即ち、

已所不欲勿施於人^ニ

の如きは、已所不欲と云ふ句は目的格にして、勿施は説明語、世し内レと云ふ語は説明語の内、打消副詞なり、又於人は副詞格なり、又次に、

祭法有虞氏禘黄帝而郊嚳^ニ

の如きは、祭法は場所の副詞にして、『祭法ニ於テハ』の義なり、有虞氏は主格、黄帝は目的格なり、又次に、

醫生全通從八位下叙^ニ

の如きは、從八位下は副詞格にして、叙は説明語である。

第三、形容詞状の副詞格、

形容詞状の副詞格と云ふのは、和訓して何々トと云ふものにて、自動詞の下にも他動詞の下にも置かるるものである、即ち、

鷹化爲鳩^ト

鄭公子忽爲質於周^ニ

の如きは自動詞の下にある所の形容詞状の副詞格にして、

(甲) 百姓皆曰我自然

(乙) 父死之謂何

の自然の如き何の如き類である而して(甲)に在りては我と云ふ語は目的格にして(乙)に在りては父死と云ふ句が目的格にして其目的を之の字が代表して居るのである

第五項 物主格

物主格は名詞若くは代名詞より成りて他の名詞の上に在りて其名詞の所有主を示すものである即ち我書籍の我の如き類である但しこのことは詞論の條に詳にしたれば今之を略す

第六項 呼格

呼格は第一者が第二者を呼びかけて其注意を促す作用を示す一種の格にして文章の要素以外に立ち感詞の性質を帯ぶるものである即ち

夫子晒之求爾何如

子曰賜也爾愛其羊我愛其禮

の求とか賜也とかの類は呼格にして主格は其下にある爾と云ふ語です

第五章 説明語

説明語とは主格の性質有様若くは動作を説明するものにして動詞より成るを本則とすれど形容詞は勿論名詞代名詞及び助辭的副詞等より成るもの亦甚だ多し

(一) 動詞より成る説明語には自動詞及び他動詞の二種あり即ち「彼來」の來の如き「彼問」の問の如き類である

(二) 形容詞より成る説明語とは例へば「梅花白」の白の如き類である

(三) 名詞若くは代名詞より成る説明語とは

(甲) 周公弟也管叔兄也

(乙) 鬼神是也

の如き類にて(甲)の弟とか兄とかは名詞にして説明語たるもの(乙)の是は代名詞にして説明語たるものである

(四) 助辭的副詞にして説明語たるものとは前の弟也兄也是也の也の類にて此也といふ語は「デアル」の意味を爲して居るものである

(五) 又前置詞が於テス以テス爲ニスなどと用ひらるゝ場合には説明語を兼ねたもの

である

第六章 文章の種類

文章は其構造上の性質によりて之を單純文 (Simple Sentence) 雜糅文 (Compound) 複合文 (Compound) の三種と爲す、

第七章 單純文

單純文とは一個の主格に就きての説明をなす文章である、故に其文の長短は其文章の性質には關係はないので、如何に長くても一個の主格に就きての説明文であるときは單純文である、即ち、

南宮縉之妻之姑之喪、夫子誨之、髪ハミとは、婦人が喪の時に、笄など髪ハミの飾を去りて結髪することなり、

の如きは、南宮縉之妻之姑之喪は時の副詞と見るべく、又場所の副詞とも見るべきもにて、夫子は主格、誨は説明語、之は與奪格、髪は目的格にて、以上一個の主格(夫子)の動作を説明せしものにて、其他説明語の外は皆この説明語の添加言である、故にこれは長けれどやはり單純文である、

第八 雜糅文

雜糅文とは、一の完全なる句 (Proposition) に、一若しくは二个以上の不完全なる句 (Clause) の附屬せるものにて、其完全なる句を主句、主文又は本句又は獨立句と稱し、不完全句を附屬句又は附屬文と稱す、故に雜糅文には必ず二个以上の主格と説明とを有するもので、例へば、

本句 附屬句
孤將有^ニ大志^ニ於^テ齊^ニ

の如きは

主格 副詞 形容詞 狀副詞 説明語
孤ガ將ニ有ラムト ス

主格 副詞 副詞 説明 接續代名詞
孤ガ大ニ齊ニ志ス コト

と云ふ如き意味となるものにて、其本句と附屬句とが合せられて一つの雜糅文を形成するのである、而して右の附屬句は漢語にては接續代名詞の所と云ふ字、日本語にてはコトと云ふ語を以て本句に附屬句を接續してゐるのである、又次に、

本句 附屬句
 王曰自今日以後内政無出外政無入
 の如きは

主格 説明
 王曰ク

複文ヨリ或ル形容詞狀副詞格

時ノ副詞 副詞 主格 説明 接續副詞 副詞 主格 説明語 説明語 接續代名詞
 今日ヨリ以後内政出ヅルコト無ク又外政入ルコト無シト云フコトヲ

雜糅文ノ附屬句ニシテ本句ノ曰ト云フ説明語ノ目的格ニ當ル

と云ふ如き意味となるものにて、王曰と云ふ本句と、今日云々の附屬句とが合して一つの雜糅文を形成して居るのである、而して其附屬句は非常に複雑にして、其内部には一つの複文を含有して居る如き次第である、又、次に、

附屬句 本句
 河内凶則移其民於河東移其粟於河内
 の如きは

主格 説明語 接續副詞
 河内凶なるときは

目的格 副詞 説明語
 其民ヲ河東ニ移ス

と云ふ如き意味となるものにて、右の本句の方は主格を省略した形である、而して右の雜糅文は、接續副詞によりて本句と附屬句とが連結せられて居るのである、又、次に、

附屬句 本句
 古之人脩其天爵而人爵從之
 の如きは

主格 目的格 説明語 接續副詞
 古ノ人ハ其天爵ヲ脩メテ

主格 副詞格 説明
 人爵ガ之ニ從フ

の如き意義を爲すものにて、其附屬句は、而日本語のに當ると云ふ接續詞によりて本句に連結せらる、此場合に、日本文にては右の如く必ず接續詞のテの字の上の句は其下の句の附屬句の形を爲すものなれど、漢文の而と云ふ字は上の句に附屬せる接續詞にあらずして獨立して居るので、句讀の時は寧ろ下の句に屬するものである、随つて斯の如き場合には、而と云ふ字の上の句と下の句との關係が附屬句と本句との關係と見

ても宜しく、又對等の句と見ても宜しいのである。若し兩句の關係が不對等であれば、其文は雜糅文である。若し又兩句の關係が對等であるとすれば其文は複合文である。大文典二八〇には此の而と云ふ字を從位接續詞として取扱ひ、而して此一類の文章をば雜糅文として置いたのであるが、矢張それで宜しいと思ふ。本文典第十章文章の解説を參照、其從位接續詞でない所の而字の形式は、次の複合文の條に示すが故に、この而字と比較して悟る所あるべし、この他、又、

以^テ吾^レ從^テ大夫^ニ之後^ニ、不^レ可^レ徒^ラ行^ス也[。]

の如きは、附屬句が以と云ふ前置詞にて本句に接續せられて居るのである。前置詞はもと名詞代名詞の如き語を誘出して、之を他の語句に連結する者なれば、これが雜糅文の附屬句となる如きことは無いのである。然しながら句より成る所の名詞形を誘出する場合には、右の如く雜糅文の附屬句となることは勿論のことである。右の如く雜糅文は、接續代名詞、接續副詞、從位接續詞、前置詞等によりて形成せらるると雖も、間々之を省略することがあるから、注意せねばなりません。

第九章 複合文

複合文とは、二個若くは二個以上の句の連結せられたる文章である。故に複合文の上句と下句とは常に同等のものである。此同等の句の一方を稱して文法上之を支句(member)と云ふ。随つて複合文は同位接續詞によりて連結せらるるものである。然し乍ら此の同位接續詞は省略せらるる場合も澤山あるから、注意せねばならぬ。

(一) 二つの句より成る複合文

賢者^ヲ狎^ル而^{シテ}敬^ス之^ヲ

右は而と云ふ同位接續詞によりて上句と下句とを連結するものなり、

河内^ニ凶^ク則^チ移^シ其^ノ民^ヲ於^テ河東^ニ、移^シ其^ノ粟^ヲ於^テ河内^ニ

右は、接續詞を省略せるものにて、上の支句は雜糅文より成り、下の支句は單純文より成る。

(二) 三つの句より成る複合文

孔子曰君子有三畏A畏天命B畏大人C畏聖人之言C

右は、畏天命以下の三つの句を一つの文章と見る時は、先づ初めのA|B|の二句を連合して一つの複文を形成し、次にA|B|を合せし複文とC|とを連ねて又一つの複文を形成するものと見るのである。

複合文は、右の如く、文章の形が分れて居らざる場合にても、一つの文章の中にて主格が二つ以上あるとか、若くは目的格が二つ以上あるとか、若くは二個以上の説明語があるとか、又は主格目的格説明語に準ずべき重要な副詞が、二つ以上ある時は、複合文を形成するものと云ふのである。例へば、

仲尼曰主死主生主存主亡主窮主達主貧主富主賢主與主不肖主毀譽主饑渴主寒暑主是事副詞之變副詞命副詞之行也副詞 説明語の代用

の如きは、八つの主格がある。故にこれは八つの句より成る所の複合文である。而して仲尼曰より以下、全體の文は、曰と云ふ字の目的格となるので、仲尼と云ふが主格であつて、以上極めて複雑なる一個の雜糅文を形成して居るのである。又、

巧言令色足恭左丘明恥之

の如きは、三つの目的格がある。故にこれは三つの句が連合して一つの句を形成して居るのである。之の字は上の三つの目的格を代表して居るので、意味を確實にする爲である。又、

夫子不言不笑

の如きは、二つの説明語があるから、二つの句から成つて居る複合文と見ることが出来る。又、

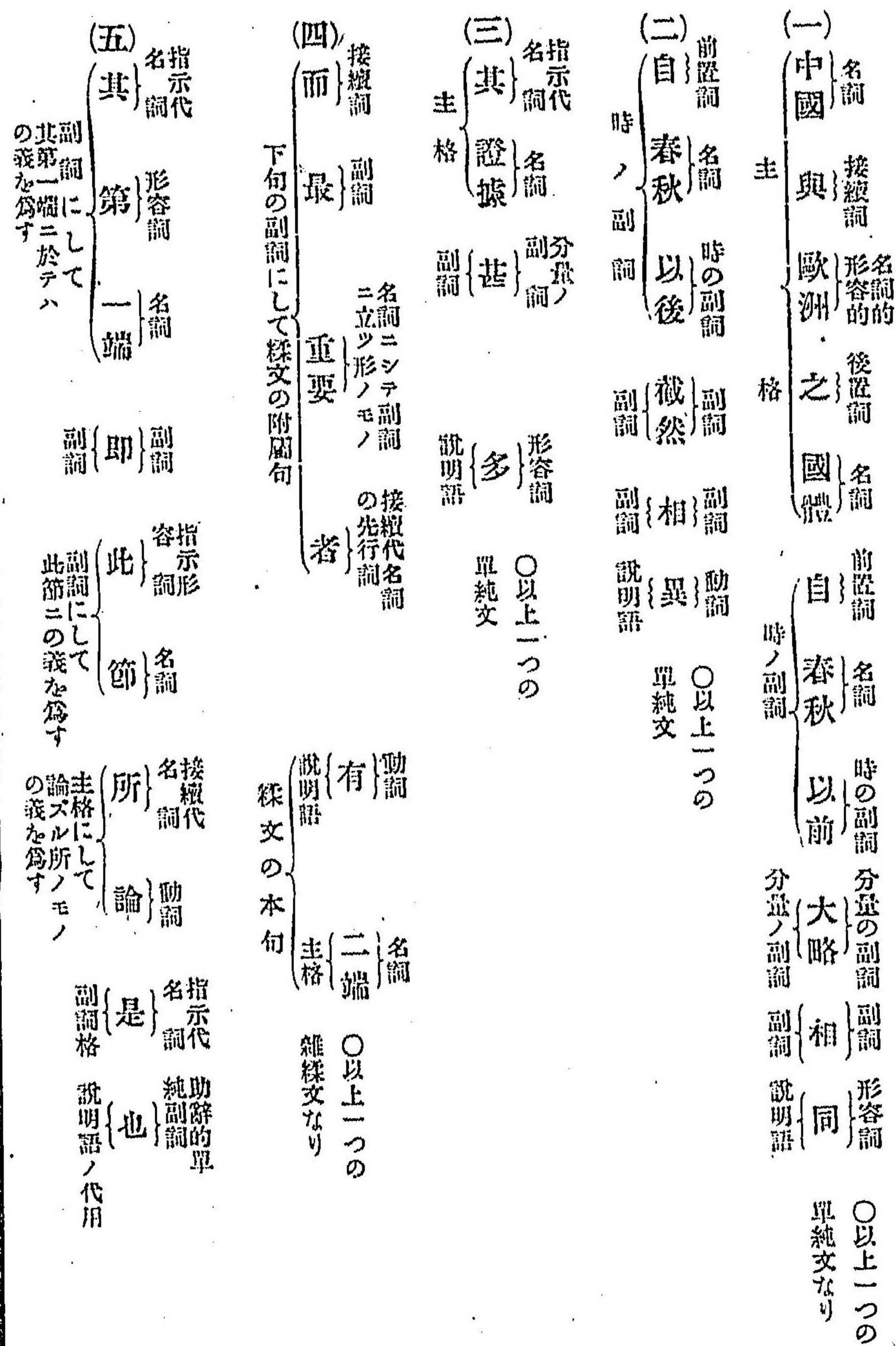
躬副詞乘副詞未副詞以副詞事副詞天地山川社稷先古

の如きは、四つの副詞があるから、自ら四つの句から形成せられて居る複文と見ることが出来る。

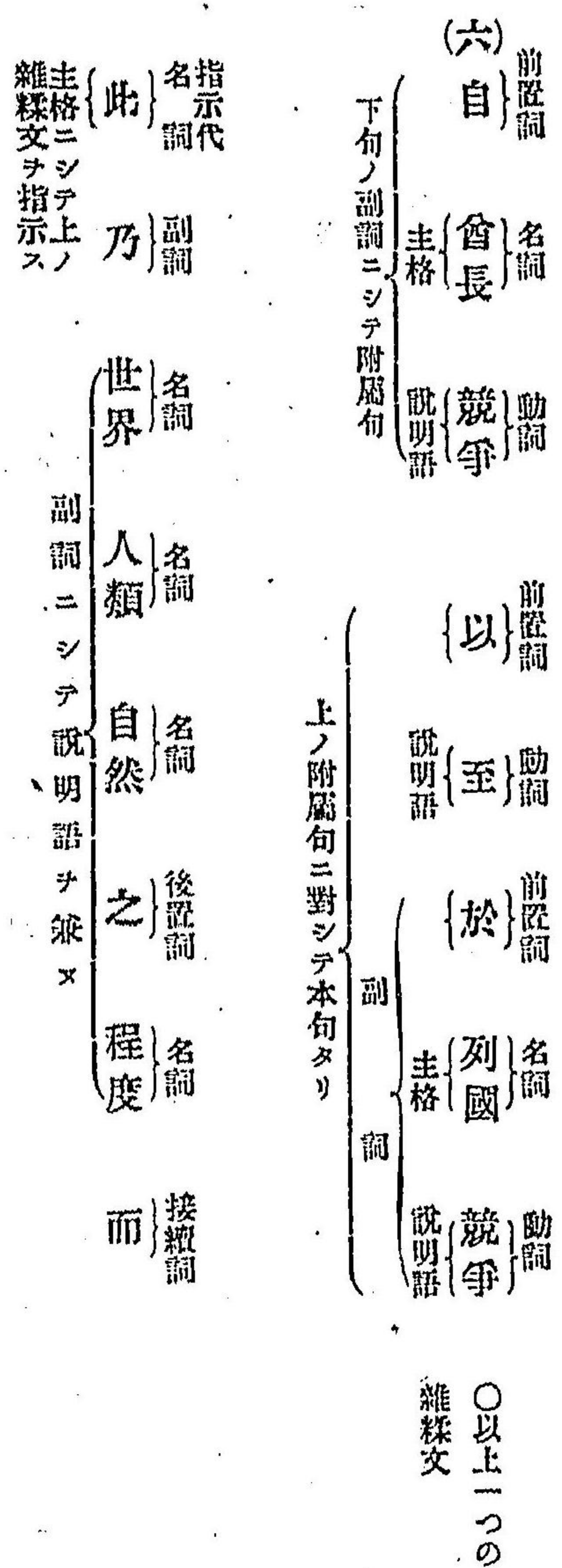
第十章 文章の解剖

文法の研究に於て、文章を文法的に解剖することは、即ち一方には文章を文法的に組織する方法を學ぶ所以である。それ故に文章を組織する方法を研究する前に當りて、先づ文の解剖を行ふことは文法研究の順序である。而して是れ最も必要なことで

ある次に梁啓超の中國魂の文中の一節を解剖すべし、



右は主格の所論と云ふは、『論ズル所ノ者』の義にして、一つの接續代名詞的句なり、斯の如く、文章の中の或る一節が、句より成る時は、此句の中にも亦一つの主格が在る道理なれば、此文章は即ち一つの雜糅文なり、而して此雜糅文の附屬句は、即ち所論と云ふ接續代名詞的句より成る所の此文章の主格である、凡そ、雜糅文の附屬句は、本句の上に在ることあり、下に在ることあり、又斯の如く、本句の中間に主格と爲りて存することあり、又副詞句と爲りて存することもあり、注意すべし、



打消副詞 許可の副詞 接續代名詞 助辭的單
 不可 避者 也
 接續代名詞的ニシテ副詞 説明語ノ代用

右は、此方より程度までが一つの句にして、不可以下が又一つの句なり、これを而と云ふ字にて結合して、一つの複合文を形成す。

(七) 指示代名詞 名詞 局
 主格 其 局
 副詞 至 今 未 息
 說明部 而 日 益 劇烈

右は上下對等の句を而と云ふ同位接續詞にて連結して複合文を形成す。

不獨ノ二字呼應シテ 接續詞ノ用ヲ爲ス
 打消副詞 副詞 獨
 說明ノ一部分ニシテ接續詞タリ
 名詞 歐洲
 主格 歐洲
 動詞 爲 然
 說明語 說明ノ副詞部

右は『タ、ニ歐洲然リト爲スノミナラズ』の意義をなして、これ丈の句が此下の句又は省略せられたる他の句に連りて複合文の支句と爲る、爰にては次の句に接續す。

(九) 副詞 前置詞 名詞 亞洲
 說明語ノ副詞部 即 以 之
 動詞 助辭代名詞 論 之
 目的格 五十年前 之 印度
 形容詞 三十年前 之 日本
 主格 皆 一國中 含有 無數 小國
 說明語ノ副詞部 說明語 目的格

右は即より小國までを一つの文として見る時は一つの雜糅文にして、即より論之までは其下の句の副詞部に當り、糅文の附屬句たり、五十年以下は二つの主格あるが故に一つの複文にして、此複文が糅文の本句たる形なり。

(十) 接續詞 名詞 歐洲
 主格 而 歐洲
 副詞 上下 數千年
 說明ノ副詞部 除 羅馬 時代 外 無 一日 不在
 動詞 助辭代名詞 後置詞 名詞 並立 競爭 之中
 副詞 格

右は而と云ふ接續詞にて其上の句に連りて複合文の一つの支句を爲す形なり、而

して右の文の中にて『無一日不在』と云ふ句に就きては、之を『一日トシテ在ラザル無シ』と訓するものにて、無は之を打消副詞とすべきである、即ち古來斯の如き形式の場合には、

自南自北無思不服
王者之論無德不貴
無物不然無物不可

の如く皆無の字を用ひてあるのである、

(十一) 獨 副詞
中國 名詞
則 感詞
不 打消 動詞
然 說明部
○以上一つの單純文なり

(十二) 秦 名詞
廢 動詞
封建 名詞
置 動詞
郡縣 名詞
以後 後置詞
二千年 副詞

下句ノ副詞ニシテ様文ノ附屬句

循 動詞
其 代名 指示
軌 名詞
而 接續
不 打消 動詞
易 動詞

上句ニ對シテハ様文ノ本句

右は循其軌と云ふが一つの句にして、不易が又一つの句なり、此二句を而字にて連結し一つの複文を形成し、其複文が秦廢云々の句に對して本句と爲るなり、

(十三) (A) 中間 副詞
如 形容詞
漢時 名詞
封子弟 動名
爲王 名
功臣 名詞
爲侯 動名
侯 名詞
(B) 晉時 後置詞
之 八王 名詞

複文ノ上句

複文ノ下句

下ノ有ト云フ說明語

明代 名詞
後置詞
之 後置詞
燕王 名詞
宸濠 名詞
等 後添詞
雖 接續詞
有 動詞
封建 名詞
之 後置詞
舉 動詞
不移 動詞
時 名詞
而 接續詞
遂 副詞

ニ對シテ

副詞タリ

說明

有ノ主格

下ノ變滅ノ副詞

變滅 動詞
(C) 不 打消 動詞
成 動詞
其 代名 指示
爲 動詞
列國 名詞
之 後置詞
形 名詞
也 助辭副詞

様文說明

說明部

様文ノ目的格

(A)の上句は中間と如漢時とは共に其下の句の副詞たり、次に封子弟と云ふは、封は説明にて、子弟は目的格なり、故にこれは一つの句を形成するものにて、下の爲王に對して副詞なり、(A)の下句は、功臣とあるは上句の例によれば、封功臣とすべきを封の字を省略せし形なり、故に此まゝにては下の爲と云ふ字の目的格にて、功臣ヲと和訓すべきなり、上句の王下句の侯は、共に爲と云ふ字に對して形容詞狀の副詞格でありて、王ト侯トと和訓せらる、

(B)は極めて複雑なる雜様文にして、先づ此雜様文の主格たる八王燕王等は省畧に

爲つて居る形で、變滅と云ふ説明語だけが現れて居るので、是が糺文の本句である。而して其他の句はすべて糺文の附屬句である。次に其附屬句を解剖すれば、初めの晉時之八王以下三人の名は、何々ニ於テハの義にて、下の有の字の副詞である。凡そ有の字無の字の説明語に立つ場合には、其上に在る名詞代名詞若くは、名詞形は必ず副詞であるのです。次に此處の晉時云々より封建之舉までは一つの句にて、雖と云ふ從位接續詞が有る爲にこれは一つの不完全句であつて、下の句につゞくので、而して下の句の變滅と云ふ糺文の本句の説明語の副詞となるのである。又次に不移時と云ふ句は、其下に而と云ふ從位接續詞が有るによりて、これも亦一つの不完全句となりて、下の變滅と云ふ糺文の説明語に對して副詞と爲るのである。此處の不移時と云ふ句が、若し獨立の句であつたらば、下の而と云ふ接續詞は同位接續詞で無ければならぬ。然るに支那語には、語尾變化なき故に、同位從位共に其形が同一である。それ故に直に而字の形にては、其區別は分らねど、不移時と云ふことか、此處に於て、獨立の句で無いことは、兎に角に、而字が其下に附着して居つて、下の變滅に續いて居り、而して、不移時は變滅に對して其變滅の時間を示して居るものであるから、不移時が變滅の副詞であることは明であり、隨て不移時は不完全句であり、

而字は從位接續詞であることは明白なのである。

(○)は、糺文の主格は省略の形で、其目的格が一つの句から成立して居るので、これが糺文の附屬句の形を爲して居るのである。

而して、右の附屬句の内にて、其と云ふ指示代名詞は主格爲と云ふ自動詞は説明語、列國は形容詞狀の副詞格である。

第十一章 文章の組織法

第一項 序説

文章の組織法と修辭法とは別物である。文章の組織法とは文法的に文章を組み立つる方法にて、修辭法とは其以上に文章を修飾する方法である。支那人は勿論、我國の漢學者も、文章は達意を主とせずして、修飾を主とするが故に、普通の者に於ては、文章は作り得ざるものと思考し、又たとひ文章を作りても、修飾に缺くる所あれば、之を文章として認めぬのである。徳川時代の文章家と稱せらるゝ人々が、日本文を漢文に翻譯してあるのを見るに、其修飾を主とするの結果、其事實の全體を寫し出すこと能はずして、其一部分を抄録せしにやと思はるゝ如き極めて拙劣なる翻譯を爲すものが多

くあるのである。今其例證として左に有名なる徂徠の太平記の譯文を示すべし。

太平記三十一卷鹽冶判官讒死ノ事ノ條ノ文
 其ノ比師直チト違例ノ事有テ、且ク出仕ヲモセデ居タリケル間、重恩ノ家人共、是ヲ慰
 メン爲ニ毎日酒肴ヲ調テ、道々ノ能者共ヲ召集テ、其藝能ヲ盡サセテ、座中ノ興ヲソ
 促シケル、或時月深夜閑テ、萩葉ヲ渡風身ニ入タル心地シケル時、節真都ト覺一檢校ト
 二人ツレ平家ヲ歌ケルニ、近衛院ノ御時、紫宸殿ノ上ニ、鶴ト云怪鳥飛來テ、夜ナク鳴
 ケルヲ源三位頼政、敕ヲ承テ、射テ落シタリケレバ、上皇限ナク寂感有テ、紅ノ御衣ヲ當
 座ニ肩ニ懸ラルル、此勸賞ニ官位モ闕國モ猶充ニ不足、誠ヤラン頼政ハ藤壺ノ菖蒲ニ心
 ヲ懸テ堪ヌ思ニ臥沈ムナル、今夜ノ勸賞ニハ、此アヤメヲ下サルベシ、但シ此女ヲ頼政
 音ニノミ聞テ、未目ニハ見ザンナレバ、同様ナル女房ヲアマタ出シテ引煩ハバ、アヤメ
 モ知ヌ戀ヲスル哉ト、笑ンズルゾト仰ラレテ、後宮三千人ノ侍女ノ中ヨリ、花ヲ猜ミ月
 ヲ妬ム程ノ女房達ヲ、十二人同様ニ裝束セサセテ、中々ホノカナル氣色モナク、金砂ノ
 羅ノ中ニコソ置レケル器。○中平家ハテ、後、居殘リタル若黨遁世者共、サテモ頼政ガ鶴
 ヲ射タル勸賞ニ、傾城ヲ給タルハ、面目ナレハ、所領カ御引出物カラ給リタランズルニ
 ハ、莫太劣哉ト申ケレバ、武藏守聞モアヘズ、御邊達ハ無下ニ不當ナル事ヲ云物哉、師直

ハアヤメホドノ傾城ニハ國ノ十箇國計、所領ノ二三十箇所也、共カヘテコソ給ラメト
 ゴ耻シメケル、カ、ル處ニ、元ハ公家ノナマ上達部ニ仕テ、盛ナリシ御代ヲ見タリシ女
 房今ハ時ト共ニ衰テ、身ノ寄邊無マ、ニ、此武藏守許ヘ常ニ立寄ケル侍従ト申女房、垣
 越ニ聞テ、後ノ障子ヲ引アケテ、無限打笑テ、アナ善惡無ノ御心アテ候ヤ、事ノ様ヲ推量
 候ニ、昔ノ菖蒲ノ前ハ、サマデ美人ニテハ無リケルトコソ覺テ候ヘ、揚貴妃ハ一笑ハ、六
 宮ニ顔色無ト申候、縱千人萬人ノ女房ヲ雙ベ居ヘテ置レタリ共、菖蒲ノ前誠ニ世ニ勝
 レタラバ、頼政是ヲ引カテ候ベシヤ、是程ノ女房ニダニ國ノ十箇國計ヲハ、カヘテモ何
 カ惜カラント仰候ハ、先帝ノ御外戚早田宮ノ御女、弘徽殿ノ西ノ臺ナンドヲ御覽ゼ
 ラレテハ、日本國唐土天竺ニモ、カヘサセ給ハンズルヤ、此御方ハヨク世ニ類ナキミメ
 貌ニテ御渡リアリト思食知候ヘ、イツゾヤ雲ノ上人、花待カネシ春ノ日ノツレノニ
 禁裏仙洞ノ美夫人九嬪更衣達ヲ花ノ譬ニセラレ候シニ、桐壺ノ御事ハ、アテヤカニツ
 チアラハレタル御氣色ヲ奉見タル事ナケレバ、譬テ申サンモアヤナカルベケレドモ、
 雲井ノ外目モ異ナレバ、明ヤラヌ外山ノ花ニヤト可申、梨壺ノ御事ハ、イツモ臥沈ミ給
 ヘル御氣色物ガナシク、烽ノ昔モ理ニコソ御覽ゼラルラメト、君ノ御心モ空ニ知レシ
 カバ、玉顔寂寞トシテ、涙欄干タリト喩ヘシ、雨ノ中ノ梨壺ト、名ニホフ御様ナルベシ或

ハ月モウツロフト、本アラノ小菟波モ井手ノ山吹、或ハ遍照僧正ノ我落ニキト人ニ語ルナト戯シ嵯峨野ノ秋ノ女郎花、光源氏ノ大將ノ、白クサケルハト名ヲ問シ、黄昏時ノ夕顔ノ花、見ルニ思ノ牡丹ヲ始トシテ、色々様々ノ花共ヲ、取々ニ譬ラレシニ、梅ハ匂フカクテ枝タヲヤカナラズ、櫻ハ色コトナレ共、其香モナシ、柳ハ風ヲ留ル緑ノ絲、露ノ玉スク枝異ナレ共、匂モナク花モナシ、梅ガ香ヲ櫻ガ色ニ移シテ、柳ノ枝ニサカセタランコソ、ゲニモ此貌ニハ譬ヘメトテ、遂ニ花ノタトヘノ數ニモ、入セ給ハザリシ上ハ、申モ中々疎ナル事ニテコソト云戯レテ、障子ヲ引立テ内ヘ入ントスルヲ、師直目モナク打笑テ、暫シト袖ヲヒカヘテ、其宮ハイヅクニ御座候ゾ、御年ハ何程ニ成セ給フゾト問ケルニ、侍從立留テ、近比ハ田舎人ノ妻ト成セ給ヌレバ、御貌モ雲ノ上ノ昔ニハ替リ給ヒ、御年モ盛リ過サセ給ヌラント思ヤリ進テ有シニ、一日物詣ノ歸サニ參テ奉見シガ、古ノ春待遠ニ有シ、若木ノ花ヨリモ猶色深ク匂ヒ有テ、在明ノ月ノ隈ナク指入タルニ、南向ノ御簾ヲ高クカ、ゲサセテ、琵琶ヲカキナラシ給ヘバ、ハラ、トコボレカ、リタル鬢ノハツレヨリ、ホノカニ見ヘタル眉ノ匂、芙蓉ノ眸、丹花ノ唇、何ナル筈ノ岩屋ノ聖ナリ共、心迷ハデアラジト、目モアヤニ覺テコソ候シカ、ウラメシノ結ノ神ノ御計ニヤ、イカナル女院御息所トモ奉見カ、サラズハ今程天下ノ權ヲ取ル、サル人ノ妻トモナ

シ奉ラテ、弊ハ塔ノ鳩ノ鳴ク様ニテ、御副臥モサコソコハ、シク、鄙閑タルラント覺ル、出雲ノ鹽冶判官ニ、先帝ヨリ下サレテ、賤キ田舎ノ御栖ニ御身ヲ捨ハテサセ給ヌレバ、只王昭君ガ胡國ノ夷ニ嫁シケルモ、カクコソト覺エテ、奉見モ悲クコソ侍リツレトゾ語ケル、武藏守イト、ウレシゲニ聞蕩レテ、御物語ノ餘ニ面白ク覺ルニ、先引出物申サントテ色アル小袖十重ニ、沈ノ枕ヲ取副テ、侍從ノ局ガ前ニゾ置レタル、侍從俄ニ德付タル心チシナガラ、アラケシカラズノ今ノ引出物ヤト思テ、立カネタルニ、○下

徂徠集四十二ノ記松浦鹽冶依浦事の内の文

廼尊氏之宰高師直、疾而不朝者數日、其人置酒娛之、召替歌佐酒、所歌頼政射妖宮中、天子錫以美人菖蒲事也、聞者笑相謂、不請邑而請美人、頼政癡矣、師直方湛於邑也、亦賑然曰、篋人子、吾而獲菖蒲邪、數十城何之有、有舊宮媼侍從者、居恒來也、是日亦來、聞之排闥以出、言曰、頼政時、天子列美人、使自取其所謂、頼政不能擇、是菖蒲未必尤也、菖蒲而連城邪、使公觀西臺翁主者、將代以海内矣、師直問何似、則曰、方翁主之在、弘徽西臺也、諸貴游以名花而喻六宮之人、皆喻而不能喻焉、是花弗如也、問何在、曰、先皇以賜鹽冶氏也、以翁主之美、而椒房之選不啻矣、乃高貞西鄙人、鳥言者、得以尙之、豈不惜哉、師直色動、問往邪、曰、往也、老妾自西臺時、既已得奉其馨咳、心方謂在、西日久、色必衰矣、日暮神以歸、過諸、則豔倍昔焉、師直蹶

然起謂曰奉夫人之教時昔之疾良已而又獲它疾也急呼繡衣十沈香枕爲媼壽因逼使其媼媼始之爲戲至于是焉則恐而心貪其賂也強往微風之亡可色師直乃使善書者兼好作東且書貽焉庶可以挑也翁主執其束棄諸庭師直怒曰吾素惡書善書者緩急果何用遂兼好更使公義者作柬公義不作柬代作詩曰我思美人貽之書美人弗讀棄庭除吾拾吾書歸十襲心謂美人手所觸翁主見之悄然久之誦襲衣之什以入乃佛道中誠茲者辭也媼還報師直喜獲美人一言輒大賞公義金錯刀而又素纒齒不識其所誦謂何也趣爲美衣服數十屬媼而益責之略○下

故に古來漢文にては、微細なる事實は寫し出し得ずと云ふ者あれど、これ大なる誤にして、廣く支那の書籍を見渡さざる罪なり、支那に於て、醫術、樂學、天文、曆、地理、法律等の如き科學の記載を爲せる文章は、其筆法緻密にして、能く事實を寫し出してあるのである、今後吾人が漢文に就きて採る所の方針は、能く事實を寫し出すことを得る様に勉むべきであつて、徒に文字の末に拘泥して、固陋なる修辭家の掣肘を受くべきではない、予は夙にこゝに見る所あり、其作文は思想の表出を主として、修辭の末に拘泥せず、故に知人中往々予の文を議するものもあれど、これ輕重本末の上より見れば、敢て願慮するに足らぬことと思はる、近時の支那人の文章を見るも、其思想を主とする人の文章は、遂意を主として、修飾を次として居るのである、是れ今後吾人の採るべき方針である、

第二項 諸家の譯文實例

漢作文の練習は、文法を學習せし上に於ては、更に諸家の譯文を熟讀して、其文章構造の方法を會得するを宜しとす、今左に數種の實例を示す

教育勅語

(一)朕惟フニ、我皇祖皇宗、國ヲ肇ムルコト宏遠ニ、德ヲ樹ツルコト深厚ナリ、(二)我臣民克ク忠ニ、克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ、世々厥ノ美ヲ濟セルハ、此レ我國體ノ精華ニシテ、教育ノ淵原亦實ニ此ニ存ス、(三)爾臣民、父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信シ、恭儉已レヲ持シ、博愛衆ニ及ホシ、學ヲ修メ、業ヲ習ヒ、以テ智能ヲ啓發シ、德器ヲ成就シ、進テ公益ヲ廣メ、世務ヲ開キ、常ニ國憲ヲ重シ、國法ニ遵ヒ、一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ、(四)是ノ如キハ、獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス、又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン、(五)斯ノ道ハ、實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ、子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所、(六)之ヲ古今ニ通シテ謬ラス、之ヲ中外ニ施シテ悖ラス、(七)朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ、咸

其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ、

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

(一)朕惟我皇祖皇宗、肇國宏遠、樹德深厚、(二)我臣民克忠、克孝、億兆一心、世濟其美、此我國體之精華、而教育之淵源亦實存乎此、(三)爾臣民、孝于父母、友于兄弟、夫婦相和、朋友相信、恭儉持已、博愛及衆、修學習業、以啓發智能、成就德器、進廣公益、開世務、常重國憲、遵國法、一旦緩急、則義勇奉公、以扶翼天壤無窮之皇運、(四)如是者、不獨爲朕忠良、臣民又足以顯彰爾祖先之遺風矣、

(五)斯道也、實我皇祖皇宗之遺訓、而子孫臣民之所當遵守、(六)通諸古今而不謬、施諸中外而不悖、(七)朕庶幾與爾臣民俱拳拳服膺、咸一其德、

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

右教育勅語の漢譯は、明治四十二年四月、文部省に於て、市村、服部、林、星野、岡田、日下、小牧、三浦、三島、鹽谷、重野、澁谷の十二氏に諮りて決定せし所との事、文部省の勅語漢譯の附言に云へり、

然るに、右の譯文中、予はこれと意見を異にする所あれば、或は此講義の終に其顛末を公にすることあるべし、

尙ほ左の三譯文は、徂徠の譯文に比すれば、其譯法周密にして、特に柴野栗山の譯文は、古來著名のものなり、今原文と譯文と相對照して、作文法の説明を爲したけれど、紙數足らざるが故に、姑く之を略す、希くは能く既修の文法を應用して、左の文を熟讀の上、作文の法を自得せむことを、

(一)平家物語那須與一の條、譯文柴野栗山(以下古書の假名遣ひは之を改めず)

去程にあはさぬきに平家をそむいて源氏を待ける兵ども、あそこのみねこのほらより十四五き廿き、打つれくはせ來る程に、判官ほどなく三百よきになり給ひぬ、既而阿波讚岐叛平氏、而待源氏者、所在山洞、往往十騎二十騎、相將而來歸、判官兵及三百餘、

今日は日くれぬ、せうぶをけつすべからずとて、源平たがひに引しりぞく所に、沖より尋常にかざつたる小船一そう、汀へむかひてこぎよせ、渚より七八たん許りにも成しかば、舟をよこさまになす。あはれいかにとみる所に、舟の中より年のよはひ十八九ばかりなる女房の柳の五衣にくれなるのはかまきたるが、みなくれなるの扇の日出し

たるを、舟のせがいはさみくがへ向てぞまねきける。
 當日日向暮、不可決勝。源平交、收兵而退。海上艷裝、一小舟、望岸搖來。距岸七八段、轉而橫舫、
 而止。源軍疑而視焉。舟中出宮娃、年可十八九、綠衣紅袴、開純紅扇、畫旭曦者、捕竿樹之船頭、
 向岸而招。

判官後藤兵衛さねもとを召て、おれはいかにと宣へば、射よとにこそ候らめ、但大將軍
 の矢をもてにすゝんでけいせいを御らんせられん所を、手たれにねらふていおとせ
 とのはかりこととこそ存候へ、去りながら扇をばいさせらるべうもや候らんと申け
 れば、

判官召後藤實基、問曰、彼欲何爲、對曰、是應使我射也、臣意或者將軍進當箭道、而觀統姬妓、
 則欲巧狙而射落也、但扇則似可使射者焉。

判官みかたに射つべき仁は、誰か有といひ給へば、手だれ共多候中に、下つけの國の住
 人なすの太郎すけたかが子に與一宗高こそ、小兵では候へ共手はきいて候と申す、判
 官、しようこが有か、さん候かけ鳥などをあらそふて、三に二はかならずいおとし候と
 申ければ、はうくはん、さらば與一よべとて召れけり、

判官曰、我軍可能射者、爲誰、對曰、巧射、固多、就中下野國、人那須、太郎資高之子、與一宗高者。

力雖稍劣、而手則巧利矣。判官曰、有徵乎。曰、諾。其賊射禽鳥、三必二得矣。乃命召之。

與一其頃は、いまだ廿許の男なり、かちに赤地の錦をもつて多くひはたそていろへた
 るひたゝれに、もよぎをどしの鎧きて、あしじろの太刀をはき、廿四さいたるきりふ矢
 おひ、うすぎりふにたかのはわり合てはいたりける、ぬためのかぶらをぞさしそへた
 る、しげとうの弓わきにはさみ、甲をはぬいで高ひもにかけ、判官の御前にかしこまる、
 與一尙二十左右之男子也、披茶褐戰袍、紅錦飾襟袂、擐青緋甲、佩白帶刀、背負一箠、二十四
 枚斑羽、箭加插、鷹羽、鳴鏑一枚、腋綴纏漆弓、脫鞔繫鎧紐、進而跪馬前。

判官、いかに與一、あの扇のまん中いて、敵にけんぶつせさせよかしと宣へば、與一つか
 まつ共存候はず、是を射そんずる物ならば、ながきみかたの御ゆみやのきすにて候べ
 し、一定仕らふする仁に仰付らるべうもや候らんと申ければ、判官大きにかつて、今
 度鎌倉を立て西國へむかはんする者共は、みな義經が下知を背くべからず、それにす
 こしもしさいを存せん人々は、是よりとうく鎌倉へかへらるべしとぞ宣ひける、
 判官曰、宗高汝射、扇正中、令敵軍、當目、則如何、辭曰、臣自料、不知其可能也、若誤射、則永爲我
 軍弓矢之辱矣、請更命、定能者、判官大怒曰、此行發、鎌倉赴西國者、其豈可違、義經之令、若毫
 存、杖梧者、須速歸鎌倉也。

與一かさねてしせばおしかりなんとや思ひけん、左候ははづれんをば存候はず、御
 誕で候へば、仕てこそ見候はめとて御前をまかり立、くろき馬のふとくたくましきに
 まろほやすつたる金ふくりんのくら置て來たりけるか、弓取おほし、たづなかいぐつ
 て、みぎはへ向てぞあゆませける、みかたの兵共與一がうしろをはるかに見をくつて、
 此若者一定仕らうずると覺え候と申ければ、判官も頼もしげにぞ見給ひける、
 與一私謂若再辭恐成惡意、乃曰、然則其逸、則臣不敢知也、既有命矣、請嘗試之、乃起鐵驪、肥
 健、烈、金稜鞍、以跨之、整頓弓、在手、促、向、汀、而步、我兵目送久之、言曰、此壯夫定能者、判官亦
 視似以爲委得人焉

矢比すこし遠かりければ、海のうち一たん計打入れたりければ、猶扇のあはひ七たん
 斗も有らんとこそ見へたりけれ、比は二月十八日とりのこく許の事なるに、折ふしき
 た風はげしう吹ければ、いそうつ波もたかゝりけり、舟はゆり上りゆりすへ、たゞよへ
 ば、扇もくしに定まらず、ひらめいたり、おきには、平家舟を一めんにならべて見物す、
 がには源氏、くつばみをならべてこれを見る、いづれもくはれならずといふ事なし、
 既的道較遠、驅馬入海一段許、距扇猶有七段、遠近時、二月十有八日、日已加會、會北風頗烈、
 高浪打岸、船乍湧乍陷、而漂泛、扇亦不安、竿而閃曜、海面則平軍一行、列軸而注目、岸上、則源

軍並轡、而凝視、極爲顯場盛事

與一めをふさいで、なむ八まん大ぼさつ、別しては我國の神明、日光の權現、うつの宮な
 すのゆせん大明神、ねがはくはあの扇のまん中いさせてたばせ給へ、是を射損するも
 のならば、弓切をり、じがいて、人に二たびをもてをむかふべからず、今一たび本國へ
 かへさんと思しめさば、此矢はづさせ給ふな、と心の中にきねんして、目をひらいたれ
 は、風もすこし吹よはつて、扇も射よげにこそ成たりけれ、

與一閉目、默禱、曰、南無八幡大菩薩、殊我國日光權現、宇都宮那須湯泉大明神、請令射夫扇
 正中也、若誤事者、折弓、自裁、而不可再向人也、神欲使一歸本國者、此矢勿使逸焉、既開目、風
 粗、恬、扇如容射者

與一かぶらを取てつがひ、よく引て兵とはなつ、小兵といふ條、十二そく三つぶせ、弓は
 つよし、かぶらは浦ひく程長鳴して、あやまたず扇のかなめぎは一寸ばかりをいて、
 ひいふつとぞ射きつたるかぶらは、海に入ければ、扇はそらへぞあがりける、春風に一
 もみ二もみもまれて、海へさつとぞちりたりける、みなくれなるの扇の夕日のかや
 く、に、しら波の上にな、よひ、うきつしづみつゆられけるを、をきには平家舟はたをた
 いてかんじたり、くがには、源氏をびらをたいてどよめきけり、

乃取鳴鏑、架上引滿而發。雖然、劣力而十二拳、飛鏑響、浦長鳴、射斷扇眼、上寸許、餘力遠去、入海扇、則揚而舞、空被春風、翻弄一再、颯然散落海中、純紅之扇、夕日映發、委白波、浮沉泛泛、舟師擊舷而賞贊、陸軍鼓、鼙而嗷呼。

(二) 平家物語文覺苦行の條、譯文中村敬宇、

抑此もんがくと申は、わたなべの遠藤左近の將げんもろとほが子に遠藤武者もりとほとて上西門院の衆也。

僧文覺者、遠藤武者左近將監茂遠之子也。始稱遠藤武者盛遠、爲上西門院衛士。

然るを十九の年、道心をこし、もとより切しゆ行にいでんとしたりけるが、しゆ行といふはいか程の事やらん、ためいて計んとて、六月の日の草もゆるがすてりたるに、あるかた山ざとのやぶの中へはいり、はだかになりあをのけにふす、あふば蚊ばはちありなどいふ、どくちふ共が、身にひしと取付いて、さしくいなどしけれとも、ちつとも身をもはたらかす、七日まではをきあがらず、八日といふに、をきあがりて、しゆ行と云ふは、是程の大事やらんと人にとへば、それ程ならんには、いかでか命もいくべきといふ間、さては安平ござんなれとて、やがてしゆ行にこそ出にけれ、くまのへ参り、なちごもりせんとしけるが、先行の心見に、聞ゆる瀧に暫うたれてみんとて、たき本へこそ参りけ

れ

年十九發道心、截髻將出家修行。因謂修行者、何等難事、吾共試哉。時適六月日、燥風死草亦不甦。入密林深箐中、裸而仰臥矣。蚊虻蜂蟻等毒蟲、膠粘遍體、委意蝨食、而身不少動。如此者七晝夜。至第八日而起、問人曰、此可以爲修行乎。聞者駭曰、此無活理矣、何必至于此。文覺哂曰、然則易與耳。遂至紀之熊野、蓋將沒于那智瀑布三七日、以試苦行。

頃は十二月十日あまりの事なれば、雪ふりつもあり、つらゝゝゝゝゝ、谷の小川も音もせず、峯の嵐吹こほり、瀧の白糸たるひとなつて、みな白妙におしなべて、四方の梢も見えわかず、しかるに文がく瀧つぼに下りいたる、くびきはつかつて、慈救の呪を見てけるが、二三日こそ有けれ、四五日にも成しかば、文がくこらへずして、うきあがりぬ、數千丈みなぎり、落る瀧なれば、なしかはたまるべきさつとおし、落され、刀のやいばのことくにさしも、きびしき岩かどの中を、浮つしづみつ、五六町こそながれけれ。

時適季冬、白雪埋嶺、溪澗無聲。山風吹凍、氷垂銀絲。文覺行至瀑布之下、全身沒水、露頭誦呪。二三日無事、四五日後、文覺身浮水上、不能自持。蓋數千丈落下之勢、何物能勝之哉。水中巖角如劍、銛浮沈其間、而流者五六町。

時にうつくしきどうじ一人來りて、文がくが手を取りて、引上げ給ふ、人きどくの思ひ

をなして、火をたきあぶりなどしければ、ぢやうごうならぬ命ではあり、文がく程なくいき出ぬ、大の眼を見、いからかし、大音聲をあげて、我此瀧つぼに三七日うたれて、じくの三らくしやを見うへふと思ふ大願あり、今日ははづか五日にこそなれ、いまだ七日にも過ぎるに何者が是までは取て來れるぞと云ければ、聞く人、身のけかたつて物いはず、又瀧つぼに立歸りてぞうたれける。

時有美童子、現於前、把文覺手、上之於崖、見者以爲神、燒柴煬、文覺則氣息稍稍出矣。乃瞋大眼目、揚大音聲曰、吾有大願、期三七日、爲瀑布所擊、今僅五日耳、何物曳我至此哉。復往于瀑布之下、沒水如初。

第二日と申に、八人のどうじ來りて、文覺が左右の手を取りて引あげんとし給へば、ささんくにつかみあふてあがらず。第三日と申に、遂にはかなく成ぬ。時に瀧つぼをけがさじとやびんづらゆふた天童二人、瀧の上より下り降らせ給ひて、よにあたゝかにかうばしき御手をもつて、文覺が頂上よりはじめて、手足のつまさき、たなうらにいたるまで、なでくださせ給へば、文覺夢の心地していき出ぬ、そもいかなる人にてましませば、かくはあはれ見給ふやらんとゝひ奉れば、どうじ答て曰く、我は是、大聖不動明王の御使に、こんがらせいたか、といふ二どうじなり、文覺無上の願を起し、ゆうみやうの行

を企だつ、行で力をあはせよと、明王の勅によつて來れるなりとぞ答給ふ、文覺聲をいかりかひて、さて明王はいづくにましますぞ、とそつ夫にとこたへ、雲井はるかに上り給ひぬ、文覺掌を合せて、扱は我行をば大聖不動明王までもしろし召れたるにこそと、いよゝたのもしうをもひ、猶瀧つぼに立歸りてぞうたれける。

其後第二日、童子八人來、把文覺雙手、將曳上之。文覺極力支吾。及第三日、文覺死矣。童子二人由瀑布而下、其手煖而有香、撫摩文覺、自項至踵、爪甲不遺。文覺乃活如夢、忽醒、問曰、君是何人、何垂憐至此。童子答曰、我是金剛二童子、乃不動明王之使者。世以汝發無上願、修勇猛行使、我等助汝矣。曰、明王何在。曰、在兜率天、言畢不見。文覺歡喜踴躍、合掌曰、果然、吾苦行、達于不動明王之知矣。又還于瀑布之下、沒水如前。

其後はまことにめでたき瑞相ともおほかりければ、吹きくる風も身に入らず、落ちくる水もゆのごとく、かくて三七日の大願遂にとげしかば、なちに千日こもりけり、そうして日本國の名ある處をふみおこなひまけり、さすか猶ふるさとやこひしかりけん、都へ歸り上りたりければ、凡そとぶ鳥をもいのり落すほどの、やいばのたんじやとぞ聞きし。

自是多有奇異、風不透肌、水如溫湯、遂得成就。三七二十一日、苦行之大願矣。練修在那智一

千日。其後、遍參日本國中名山、而歸于京、歸其故郷也。於是文覺所禱無不應者。飛鳥亦可禱而落之。世稱曰、及之驗者云。

(三) 橋南谿西遊記三尊窟の條一節、譯文菊地三溪、

伊豆國は駿河相模の二國にはさまり、箱根より南海中へ二十五里出張りたる國なり。故にいづるの詞を以て國號とするを云。志摩國鳥羽の港より此國の下田港まで、七十五里の海を遠州灘と稱して、日本第一の大洋とす。此下田より西の方に、手石浦といふ所あり。

伊豆之爲國、與駿相二州相唇齒、橫截南海、凡二十五里。其下田港與志州鳥羽港、相距七十五里。波濤險惡、號稱海内無比。所謂遠州洋是也。下田之西、曰手石浦。

爰に奇異の巖窟あり。山の辰巳に向ふて指出たる出崎にありて、岩屋の口狭ければ、潮高き時は身を入れがたし。故に此巖窟に遊ぶ者、潮引きつめて巖窟の顯はれ出たる時を考ふることなり。余が友塘雨、霜月の初に此地に遊びしに、折ふし風強く浪荒かりしかば、天氣を見合せ潮を考へて、十五日まで逗留し、十五日にぞかの窟中に遊びし、是は常の小潮にては又入り難ければ、朔望の大潮を待居けるなり。

怪巖峻削、突怒偃蹇、呀然爲洞窟、如長鯨巨鰐、張口欲吞人者。曰彌陀窟、窟口極險、舟人苦其

潮滿難輒入、每候潮退乃入焉。

其の日は殊に、雲はれ風收まりて、海上波なく、壘の上の如くなりしかば、其の頃彼地に有り合せし諸國の旅客、六人、船頭二人を合せて都合八人、晝前より纜の小さき獵船に掉して、海上十丁計をへて彼巖窟に臨む。舟人やがて舟を取直し、艦の方より逆しまに窟中にさし入る。是は穴の内狭ければ、舟のふり廻しならざる故、出すべき時に順になるべき爲めなり、○下

時方十一月某日、此日風晴美、海面如席。同遊者八人、午前駕小舟而行、行半里許始抵彌陀窟、舟人轉舳、逆入於窟中、以便其回掉。○下

第三項 文章の組織法に關する説明

文章組織の方法は、一朝にして説き盡し得べきものでないが、今只其一端を説明して責を塞ぐべし。

第一、文章を組織するに當りては、先づ其文章の主旨目的を確定すべし、即ち如何なることを記すべきか、又此文は如何なることに用ふるものなるかを考ふることが、第一の必要である。これが所謂文章に於て思想を主とすると云ふことであるのである。第二は、全篇の結構を定むべし、即ち其文章の方法順序を定むべし、先づ叙事體にする

か論文體にするか、最初に如何なる事を云ひ、次に如何なる事を云ひ、終に如何なることを言ひ、以て之を結ぶべきかを定むべし、而して以上の目的を達する方法は、多く古人の文章を讀みて、能く其體裁を知得すること肝要なり。

第三、此處に至つて、文章の各部分の構造を考案し、所謂文法に従つて其各部分を組み立て、進むべし。

今史記評林の孔子世家の孔子の傳に就きて其作例を左に示すべし

孔子、生魯昌平郷陬邑。此文は叙事體にして、且何等の修飾をも加へず、只單に文法的に其事實を直叙せしに過ぎず、先づ孔子と云へる主格を置きて、次に其孔子の産地を記せむが爲に、先づ生と云ふ自動詞を置き、次に産地を記せり、生の字の下には於と云ふ前置詞のあるべきを省略せる形なり。

其先宋人也。次に孔子の祖先のことを云はむが爲に、其先と云ふ語を置きて、孔子と云ふべきを、其と云ふ指示代名詞にて代表せさせてある、而してこれが主格にて宋人也が説明部である、斯の如き場合に也と云ふ助辭を置けば、ニテアルと云ふ義を爲して、此語が説明語たる用を爲すのである。

曰孔防叔。次に先祖の名を示してある、此場合に曰は説明語、孔防叔は其名にて副詞に立つて居るものである、而してこれを完全に書けば「其先祖ノ名ヲバ何々が孔防叔ト云フ」と云ふことに書くべきであれど、主格も目的格も省略するのが曰と云ふ字の説明語に立つた場合の慣用である。

防叔生伯夏。次に、其最初の先祖より次第に先祖の名を擧げるので、防叔が伯夏と云ふ者を生んだことが書いてある。

伯夏生叔梁紇。説明同上

與顔氏女野合生孔子。これは「叔梁紇が顔氏ノ女ト野合シテ孔子ヲ生ム」と云ふことにて生の字の上の句は生の字の副詞である、而して野合の下に而と云ふ字が略してあるのである。

麟於尼丘得孔子。これは、矢張、叔梁紇が麟るのであれど、前の句と同じく無くても意義通するが故に、略してあるのである、麟は他動詞なるが故に、於と云ふ字を下に置かねば尼丘が副詞とならずして目的格となるからである。

魯襄公二十二年而孔子生。これは、二十二年より以上は、孔子の生れし年月を示す副詞である、而と云ふ字があるから二十二年ニ在リテと云ふことになりて、一つの句をなすのである、生の字を孔子の上に置けば他動詞となり、下に置けば自動詞とな

るのである。

第十二章 文章の講義法

漢文に於ける從來の講義法は、極めて不完全である。上は大學の講義より、下は中學の講義に至るまで、講義の目的を達する如き眞正の講義になつて居らぬのである。是れ古代の不完全なる漢學私塾的講義の遺風であつて、今日に至るまで漢學の教師と云へば、世間より輕蔑せらるゝのは畢竟此故である。

眞正の講義とは、如何なる方法による講義なるかと云へば、

第一造字の起源

第二文字の意義

第三文法

第四事實と其評論

第五全文の大意

と云ふ如くに區別して、順次に之を説明することである。若し斯の如き講義を爲す者あらば、漢文の講義は極めて興味あり利益あるものである。然るに現時の有様にては、

漢文の講義既に大體右の如くにして、間には勿論立派なる講義を爲すものもあれど、且中學は勿論高等教育の學校に於ても一二を除くの外は、漢文に關する文法の時間も無く、依然として舊來の姑息法によつて居るのは、我學問界の爲に悲むべき現象である。高等教育の學校に於て、特に文法の時間なきは、適當なる教授を得ること能はざるに起因すること勿論なりと雖も、抑、漢文に對する教育社界の注意が薄くして、舊式の方法によることに甘じて居ると云ふ事が一つの大原因である。而して其中等教育に於ける漢文科にありて、講義の際に、文字文法のことことに就きて、生徒に注意を促す如き方法を取ることは、強ちに出來ぬことは、無いのである。若し斯の如き方法を取らしむることにならば、中等教育の漢文科は、極めて有効なる一つの學科となるであらう。勿論今日にても注意深き教育に親切なる中等教員は、右の如き完全なる方法を探つて居る者もないでもないが、今日の檢定試験に及第せし教師は、漢文の學力も充分なれど、無試験檢定によれる教師は、往々其學力に於て不充分の者がなくとも限られぬから、予は先づ此無試験檢定に於て充分嚴重なる方法によりて檢定を與へられむことを望む(官立)と、一方には國語漢文科の中等教員志望者が、奮つて文字文法の學に心を傾け、自ら能く漢文を作り、又其漢文の講義をして興味あり利益あるものとなし、以

て大に中等教育に於ける漢文科の効力を發揮せられむことを望むのである、これ一方には自ら自己の品位を高むる所以であると思考す。

第五編 副詞の位置に関する規則

漢文の部分的構造法の規則

〔伊藤東涯先生の新刊用字格を基礎とす〕

第一章 序 説

支那語には、語尾變化がない、これを以て、動詞に時を示すことも、副詞の力によりてこれを完うするのである、又動詞の法（イ）を作ることとも、すべて副詞の力に依らなければならぬ、此點より、支那文法に於ける副詞の用は、實に重要なものである、然り而して此副詞が文章に用ひらるゝに當りて、他の副詞若くは他の品詞と相出會する場合に、其位置によりて、其文章の意味に、大なる相違を來すものがある、それ故に、副詞の位置に関する研究は、支那文法上最も有用なる事業にして、殆ど支那文法の生命とも稱すべきものである、然るに、前の大文典發表の際には、何分にも各方面に亘りて必要な記事多かりしが爲に、此重要な事件に關して、殆ど省略に従つてあるのである、但し大文典に於てはこれに關する文法上の原則が説明してあるから、其原則より推究する時は、如何なる形式も容易に作り得る筈ではある、然しながら、實際に於ては、簡單なる原則より推して、あらゆる副詞の用法を辨知することは、容易の事でないから、今回此

處に特にこれに關する講義を爲さむと欲する次第である。

伊藤東涯は、篤學の人にて、其著書何れも有益なるが、特にこの支那文法の副詞の位置に關する著書は、元祿十六年の發表にして、『訓蒙用字格』と題し、今の版本は新刊校正用字格と題し、全部四卷三卷の卷を上下あり、其説明往々迂遠誤謬の處なきにしもあらざれど、これを要するに、極めて有益の著書にして、斯學に益あること甚だ大なり、故に予は今斯の如き古人苦心の賜を蔑にして、自己の研究のみを發表するに忍びず、故に本篇に於ては、先づ用字格の説を基礎と爲し、其間に卑説を陳述せむと欲するのである。而して此處に又附けて一言したきことは、『漢語シノニム』の説明と、『漢字構造法』の説明との事なり、さて文章の構造法に關しては、今回副詞の位置に就きて詳論する時は此方面のことに關しては、予は、大略其全部を講述し畢れりと思考す、然しながら、漢作文を爲すの場合に當りて、『文字の位置顛倒』を工夫するの次には、『同訓の文字にて如何なる文字を使用すべきや』の問題に苦むべし、即ちユクと云ふ語にも、行往之適等多くの文字あれば、何れを使用して可なりやとの問題に迷ふべし、今日の日本語は、文字の用法全く紊れて、其法則なきが故に、如何なる文字を用ひても、通用すれど、漢文の如きは、則ち然らず、其文字異なる時は、文章の意味に大なる相違を來すものである、すべて、世

界中獨立の文字を有する國語は、其用法何れも斯の如く嚴格なるものである、英文にても獨乙文にても佛文にても皆同一理である、獨り日本は其國家は獨立して居れど、其文字は支那の附屬である、即ち其文字は支那の文字を借用して居るのである、それ故に、例へばユクと云へば行にても往にても之にても適にても思ひ出したるまゝの文字を用ひて記載するのである、此習慣は、外國文を書くに當つて、大なる窮屈を感ずるのである、是を以て、漢語シノニムに關する充分なる参考書を讀んで置かねば、漢作文は一句も作ることは出來ぬのである、但し、これに關しては、古人の著書二三無きにしもあらざれど、何れも其説明迂遠にして、且つ誤謬あり、今日の参考書に適せず、此故に、予はこれに關する研究を取りまとめ、極めて近き將來に於て、これを發表せむと欲するのである、次に、『漢字構造法』の説明は、即ち文字論音韻論の内に屬して、支那にて説文の學と稱するものである、予は今後又此方面にも一つの基礎となる研究を發表して、以て支那文法に關する事業の大成を期して居るのである。

第二章 用字格一右に載する不字格凡四十六條

第一項 不可 可不

不可可不の區別は用字格一左ノにも『ソノ辨明ナリ』とあり、即ち不は打消副詞にして、可は許可の副詞なれば、可はユルスと訓すべし、故に不可と可不との區別は、不可は許さぬことにて可不可は許すことなれば、正反對なり、即ち其一例左の如し、

(甲) 不以禮節之亦不可行也 語論

(乙) 一、事苟當革、豈可不爲也 傳 (乙) 二、可不負飲食矣 南齊書 樂祖傳

(乙) 一は豈と云ふ打消が可の上にあるから、可の字が又打消されて居るのである、而して、(乙) 二は、可は豫想を示して居れど、矢張其豫想に許可を現して居るのである、

第二項

不必	必不	不常	常不	不皆	皆不
不終	終不	不久	久不	不大	大不
不甚	甚不	不多	多不	不全	全不

(一) 不必必不の區別は、不必は半バ必ズと云ふことにて、必不は全部必ズと云ふことなり、例へば、

勇者不必有仁 語論

と云へば、『勇氣ノアル者ガ何レモ全部必ズ仁アラヌ、仁ノ有ル人モアリ、ナキ人モアリ』と云ふことにて、半ば仁あることを示す、又、

天之所廢誰能興之、子必不免 左傳襄二

と云へば、『汝ハ必ズ全部免レズ』と云ふことになるなり、而して、此場合に、日本にては、不必をば『必ズシモ何々セズ』と訓する規則である、

(二) 不常常不の區別は (一) と同一なり、不常と云へば、『常ニ何時デモ何々セヌト云フワケデナイ、時々ハ何々スルコトモアリ』と云ふことなり、常不は『常ニ何時デモ何々セヌコト』なり、其例左の如し、

(甲) 有天下者、不常在乎一姓 三國志

(乙) 常勝之道曰柔、常不勝之道曰強 子列

右は、(甲) は『天下ヲ有ツモノハ常ニ一姓ニハアラスシテ、種々ノ姓デアル』と云ふことにて、『何時デモ』と云ふことが云ひ切れぬので、時々異姓のあることを示して居るのである、(乙) は『何時デモ勝タヌ』と云ふ義である、

(三) 不皆皆不の區別は、(一) と同一なり、不皆は全部の打消にあらずして、半分は打消、半分は打消に洩れて居るのである、皆不は全部の打消である、即ち、

(甲) 春秋傳引詩、不皆與今說、詩者同 左傳

(乙) 凡詩謂文王爲王者、皆不作於文王之時 注

右の(甲)は、春秋傳中に引用してある詩が、半分位は今の詩と同じいと云ふことにて、(乙)の方は、全部文王の時に出來たのでないと云ひ切つてあるのである。不必皆と皆不必との區別は不必皆は『必スシモ何々セヌコト』に皆が關係せずして、皆は皆の下の語に關係して居るのである。皆不必は皆が不必を制限して居るのである。故に『不必皆背田也』と云へば『皆背田スルト云フコトヲスルコトモアレバセヌコトモアリ』とのことなり。『皆不必經心可也』と云へば『全部心ニカクルコトハナクテモヨロシイ』と云ふことなり。

(四)不終終不の區別は、亦(一)と同一なり、不終は『當分ダケハ何々セザルコト』にて、終不は『始終一貫シテ何々セザルコト』なり、即ち、

(甲)遇諸塗而不避者不終絶也論陽

(乙)惑而不從師其爲惑也終不解矣韓師

右は、(甲)は『當分ダケ絶テド終ハ然ラズ』と云ふことなり、尙ほ其類例として、

三剛正而處巽有不終迷之義易姤

と云ふは、『タトヒ今ハ迷ウテモ末ハ迷ハズ』とのことにて、不終の義は能くこれにて解くを得るなり、(乙)は『師ニ就カネバ其惑ヒガ今モ解ケヌガ終マデモ解ケヌ』と云ふこと

にて、全部始終解けざることを示す、

(五)不久久不の區別は、亦(一)と同一原理にして、不終終不の區別と全く相同し、即ち不久は『只今デハ何々スレド久シクハ其通りニハ無イ』と云ふことなり、

天必將使夫子得位設教不久失位也論八

袁曹雖爲一家勢不久群三國志

とある如く、『只今ノ有様ヲ久シクハ維持セヌ』たとへば、『袁ト曹トノ如キハ只今ハ仲睦シケレド永クハ斯ノ如クシテ居ラス』と云ふことなり、又久不は、『久シク何々セザルコト』にて、『今モ何々セズ此後トテモ久シク何々セヌ』と云ふことである、

自高宗武后時天下久不用兵、

の如く、『今モ兵ヲ用ヒズ而シテ高宗武后ノ時ヨリ今日マデ久シク兵ヲ用ヒヌ』と云ふことである、

(六)不大大不の區別は、亦(一)と同一なり、不大大は、『何々スルコトハ何々シタレド大ニ何々セズ』と云ふことなり、即ち、

(甲)李靖曰陛下嘗言勸道宗用兵不大大勝亦不大大敗百廿九

(乙)人情不大大相遠張與

應用支那文典 第五編 副詞の位置に關する規則 第二章 用字格に載する不字格凡四十六條 二七五

の如きは(甲)は『勝ツコトモアレバ、敗ルルコトモアツタ、然シナガラ大ニ勝チ大ニ敗レ
タコトハナカツタ』と云ふことである、又(乙)は『人情ハ遠キモノデハアル、然シナガラ大
ニ遠キモノデハナイ』と云ふことである、大の字は甚の字と同一に訓じ得べきものな
れ、は大にと云ふことは甚しくと云ふこと、同一である、又大不は『全部大ニ何々セス』
の義にて、例へば、

皆與前後、文體大不相似論陽

の如き類にて『甚シク似ズ』と云ふことなり

(七)不甚甚不の區別は、(一)と同一原理にして、不大大不の區別と全く同一なり、不甚は『何
々スルコトハスレド甚ダシクセス』と云ふことなり、即ち、

神彩不甚發揚北齊書

進學工夫不甚純一宋史、未免滯於言語爾雅

の如く、『發揚スルコトハスレド甚ダシク發揚セズ』、『純一デハアレド甚ダシク純一ナ
ラズ』と云ふことである、而して此同例中に於て

文王以十五世之祖事十五世之孫紂、武王以十四世之祖而伐之、豈不甚繆戾耶朱子性理
の如きは、不甚の上に豈と云ふ打消語があるから、少し分りにくい様にあれど、矢張『繆

戾ハ繆戾ナレド、其繆戾ハ甚ダシクナイ』と云ふことにて、豈と云ふ語はこれを打消し
て『甚ダ繆戾デアル』と云ふことにするのである、次に甚不の例は

呂東萊甚不取斑固性理五

求其所謂謝之文讀之於心甚不安故獨不敢謝

の如きものにて、これは不取又は不安を、甚が制限して居るのであるから、前の不甚の
原理とは全く其根底を異にするのである、それ故に、こちらの方は取とか安とか云ふ
語には、甚の字が全く關係して居らぬのであるから、『取ルコトハ取レド、甚ダシク取ラ
ヌ』などと云ふ如き意味は少しもないのである、これが即ち副詞の位置によりて大な
る意味の相違を生ずると云ふことになるのである、この事は詞論副詞の條なる不取
敢不の條にも參考すべき説明があるから、參照すべし。

(八)不多多不の區別は、亦(一)と同一原理にして、不大大不の區別と全く相同じ、不多是『何
々スルコトハスレド多ク何々セスコト』なり、即ち、

不撤蓋食不食論

部下將帥多不遵法度陳侯安

の如きは『食スルコトハ食スレド多ク食セス』、『法度ニ遵フモノモアレド遵ハヌモノ

ガ多イ』と云ふことである、又多不は、
此道甚淡人多不知好之、

の類にて、『知ラザルコトガ多イ』と云ふことにて、多シと云ふことにて、其下の不知と云ふ句を制限して居るのである、故にこれも前の甚不と同一理にして、甚の字は不の字の下の動詞には全く關係がないのである、

(九) 不全全不の區別は、亦(一)と同一原理にして、前の不皆皆不と全く同一なり、即ち不全は『何々スルコトハスレド全部何々ハセヌ』と云ふことなり、

今以中夏之性效西戎之法既不全同又不全異南齊書

の如くにして、『同ジキトコロモアレド、全クハ同ジカラズ、異ルトコロハアレド、全クハコトナラズ』と云ふことなり、然るに、全不の方は『全部何々セヌ』と云ふことである、即ち鄭玄以前全不、解反語家訓

の如く『全部解ラナカツタ』と云ふ意味を現すのである、

以上、此處に類聚せる不必より全不までの例は、打消副詞の不の字と、大體に於て分量を現す副詞との出會せる例である、

皆全大甚多等は純然たる分量の副詞である、常終久は時に關する副詞である、然しな

がら、これも矢張時の分量に關係を有て居る意味の語である、必の字は斷定の副詞である、然しながら物を受け合ふと云ふことが一つの分量である程度である、即ち『必ず行ク』と云へば、其受け合ひの程度が強いのであつて、分量から云へば、澤山の分量になるのである、それ故に必の字も矢張純粹の分量の副詞と同一なる文法的形式を形成することになつて居るものと思はるゝ、
故に、斯の如く分量の副詞が、打消副詞と出會せる時には、一方は全部、一方は半分と云ふことになる、と云ふ規則を記憶して居るべきである、

第三項 不亦 亦不

不亦亦不の區別は、不亦の場合には必ず句末に乎と云ふ疑問詞があり、不と其疑問詞の乎とが相呼應して反語を作るのである、即ち、

不亦樂乎論 不亦美乎左傳二

の類である、このことは論に述べたり、然るに、

豈不亦甚可惜哉大蘇策

の如く、下に感詞の哉と云ふ字のあるものもあれど、これは感詞のことなれば、更に此所の文法的形式には關係はないのである、此處の形式は不亦にては單に打消だけで

あつて、『惜シクナイ』と云ふ意味をなす筈であれど、上の方に豈と云ふ疑問詞があるの

で、これが乎の字と同一の効力を有つて居つて、反語を作るのである。

亦不は亦と不とは關係のないのであつて、亦は亦だけて接續詞となるのである。例へ

ば、
(甲) 知者不失人亦不失言語論

(乙) 叔孫與慶封食不敬爲賦相鼠亦不知也左傳襄公二十七年首

の如き類にて、(甲)は接續詞の又と同一義に用ひられて居るのである。(乙)は『不敬デモア

リ、ソレカラ相鼠ノ詩ヲ賦シタケレドモ、コレヲモ亦知ラヌノデアアル』と云ふことにて、

矢張接續詞なり、

第四項 不果 果不

不果と果不との區別は、不果は果の字が動詞となつて居るのである。即ち、

君是以不果來也孟子

梁惠王不果所言史記

の類である。然るに果不の果は副詞である。而してこれは、『豫測シタ通りニ何々セヌ』と

云ふことに使用せらるるのである。即ち、

士不通經果不足用文獻

然後信斯言之果不妄也

の類にて、『豫測ノ通りニ用ヒラレヌ』とか『豫測ノ通りニウソデハナカッタ』と云ふ意味

である。

第五項 不獨 獨不 不但 但不

不獨は此の二字相呼應して、『何々スルノミナラズ』と云ふ一つの接續詞を形成するの

である。即ち、

不獨親其親不獨子其子禮記

の類にて、此事は詞論の條にも説明してある。

獨不は獨は一つの副詞にして、これが打消語の上にあると云ふだけのことにて、例へ

ば『鄭君獨不奉詔』と云へば、獨は不奉の上にあつて、これを制限して居るだけのこと

である。

不但は不獨と全く同一なり、但し極めて稀に『惓々祈望而不但己焉』と云ふ如くに接續

詞をなさぬものもある。

但不は『宋苜公歷年通譜與此書相似但不如溫公之有法也』の如く、全く獨不の用法と同

應用支那文典

第五編 副詞の位置に關する規則 第二章 用字格に載する不字格凡四十六條 二八一

第四項

者也の類 第五項 不獨、獨不、不但、但不

一である。

第六項 不更 更不 不再 再不

不更の更は再ビ改メテの義をなし、更不の更は少シモとか又は再ビ改メテとかの義に用ひること古來の通法なるが如し、即ち、

宮之奇曰晋不更舉矣

杜註曰不更舉兵五年

不改成踊

注、改更也不更爲之成踊也禮記

の如きは再ビ改メテの義をなして居る次に、

各侯、姓名及受封傳國、本末並見封建考、此更不錄文獻考

の如きは再ビ改メテの義をなして居るのである、故に意義に於ては、兩者大抵同一なれど、其更の字のかゝり處が異なるのである。

第七項 不苟 苟不

不苟の苟は單純副詞にして、苟不の苟は接續副詞である、故に其用法によりて大なる意味の相違を生ず、用字格六左には、其區別に就きて説明甚だ要領を得ず、故に區別ありやなきや明かならざる如くなれど、其區別は前の如く判然たるものと思考せらるゝのである、たとへば、

(甲) 臨財毋苟得禮記 臨難毋苟免禮記

不苟詭隨於人禮記

(乙) 苟不充之、不足以事父母孟子

苟不教民、而用之、孔子謂爲棄其民百廿七

の如き類である、即ち(甲)の方は單に苟の字が其下の動詞ばかりを制限して居れど、(乙)の方は苟の字が其下の句一句だけを制限し、且つ其句を率ゐてこれを下の句に連結するのである、苟モコレニ充タザレバと云ふ句を下の不足云々の句に連結し、又不教民而用之と云ふ句を、其下の孔子云々の句に連結するのである、然るに國語の晉語に『苟無死、吾以子見天子、令子爲上卿』と云ふ文は、古人これを訓點して『苟クモ死スルコト勿レ、吾子ヲ以テ天子ニ見エシメム云々』と讀ましめてあれど、苟無死は、これを命令法として、單にナカレと云ふことに讀ませても、矢張其意味は『苟クモ死スルコトナクバ、吾子ヲ以テ天子ニ見エシメム云々』と云ふことに歸するのであつて、苟の字は、矢張接續副詞の用を爲して居るものと見てよろしい様である。

第八項 不復 復不

不復と復不とは復の字の制限する範圍は異れど、其意味に於ては、殆んど同一に歸す

應用支那文典

第五編 副詞の位置に關する規則 第二章 用字格に載する不字格凡四十六條 二八三

第六項 不更、更不、不再、再不 第七項 不苟、苟不 第八項 不復、復不

るが如し例へば、

(甲) 吾不復夢見周公語論

班固死天下不復有史矣續文格

(乙) 管寧在遼東魏王丕徵之以爲大中大夫不受至是徵爲光祿大夫寧復不至綱

隋末劔南獨無寇盜屬者遼東之役劔南復不預唐

の如き類にて若しこれを區別すれば(甲)は「更ニ」の義を爲し(乙)は「再ビ」の義を爲すものと見るべし然しながら更ニと再ビと云ふことは矢張同一の意味に歸するのである、次に用字格七右には又と云ふ字と不の字との關係せる例を出して、

(甲) 子輿氏不又云乎春秋辨義

(乙) 豈不又甚可嘉也哉宋文

と云ふ如くに示してあれどこれは「不亦一乎」の例と同一のものにて又の字は其上ニと云ふ意味にて又の上にある不と下にある乎と相呼應して反語を作るのである又(乙)の例は豈と不にて反語を作るのである。

第九項 不自 自不 不身服 身不服

自の字は説文及び五音集韻に鼻の字となす而してこれより自然の自の字とし又自

身の義とす日本語に於てオノヅカラ又はミヅカラと訓すれど其義は同一に歸す而して共に副詞として用ひらるゝ語なり、

不自と自不とは自の字の制限の範圍は異れど其意義は同一に歸す即ち

喪其良心而不自知耳孟賤文

五月渡瀘深入不毛臣非不自惜也出師

朝廷自不守其法則天下其誰守之宋語

質雖可移而自不移者暴棄之謂也全大

の類である用字格八右に此言出于孫觀入自不信と云ふ例をあげてこれは「オノヅカラ」を訓するものなれば「ミヅカラ」を訓するものとは異りとあれど別に異なることはないのでオノヅカラでもミヅカラでも同一であるのである自の字の非大

身と自とはその意義に於ては同一である唯その品詞が異なるだけのことである而して不身と身不との差別に就きては用字格に、

不身服トアルハ上ニ將ノ字アリテ不守將ニカ、ル言ハ將ハ身禮ニ服スルガヨシ、モシ禮ニ服セサレバアシキ也身不服トアルハ不ノ字身ニカ、ル身カ禮に服セスト云フ、主客ノ違アリ其上句法ノ長短ニテ自如此用サレバ叶ハサル也其故直解ノ

應用支那文典

第五編 副詞の位置に關する規則 第九項 不自、自不、不身服、身不服

第二章 用字格に載する下字格凡四十六條 二八五

注文首ニ章本文トカワル、本文ノ一句ヲ二句ニノヘタルナリ、
とあり、而してその例左の如し、

將不身服禮無以知士卒之寒暑六中
將不身服力無以知士卒之勞苦同

將不身服止欲無以知士卒之饑飽注爲將不身服止欲則無以知士卒之饑飽而體其
情矣同直

爲將而厚於自奉身不服禮則無以知士卒之寒暑直
爲將而適已自便身不服力則無以知士卒之勞苦而體其情矣同

第十項 不曾 會不

不曾會不は曾の字の制限の範圍は異れど、其意義は同一に歸するのである、この曾の字はカツテとかスナハチとか和訓するものにて、ツイニイチドモと云ふ義に用ふる文字である、後には曾の字と音相近きより同一に用ひられ、未嘗有と未曾有と云ふ如くに用ひらるゝことになつたのである事は、前の詞論の副詞の條頁一五五を参照すべし、不曾未曾は後世の法なりと東條一堂の説あり、さて不曾會不の實例は左の如し、
孔明治蜀不曾立史官朱子性理大全

先生在講筵不曾請俸近思錄
講月令畢曰吾今講此會不得其彷彿南齊劉
屢歷艱虞會不易志續書

第十一项 不既 既不

不既既不の區別は、不既は「不亦樂乎」と同一にして不と既とは別に關係なし、既不は既の字が不以下を制限して居るのである、其例左の如し、

然則豈不既聖矣乎孟公孫
詩之爲益不既多乎行義補
既不能令又不受命是絶物也孟子
既不知自治其昏而遂推以及人大學

右の如くなるが故に、不既と既不とは大なる相違あり、

第十二項 不以 以不

不以の以は他動詞的に用ひられたる前置詞にして、以テセズと和訓すべきものである、以不の以は接續詞の而字又は故字と同一の義を爲すものあり、又是以以是などの義を爲すものもあるのである、即ち、不以の例は、

應川支那文典 第五編 副詞の位置に關する規則 第二章 用字格に載する不字格凡四十六條 二八七
第十項 不曾會不 第十一项 不既既不 第十二項 不以以不

羔裘玄冠不以弔論語
葛伯食之又不以祀孟子

の類にて『弔スルコトヲ以テセズ』『祀ルコトヲ以テセズ』の義である、又次に以不の例は、

自暴者拒之以不信論語
自棄者絕之論語
不爲論語
恃此以不恐左傳

の如き類にて、これは接續詞の而と云ふ意義のものである、次に、

陳勝吳廣秦民之湯武也無腹心之臣以不克老蘇

の如きは是以とか故ニとかは故ニとかの義を爲すのである、次に、

故君子不可以不修身論語
修身不可以不事親論語
事親不可以不知人論語
知人不可以不知天禮記

中庸記五十二ノ二十五右

の如きは、不以の以と同一にして、前置詞でありながら他動詞の爲と云ふ語と同一に用ひられて居るのである、即ち『君子ハ身ヲ修メザルベカラザルコトヲ以テスベカラズ』などの義である、此他以是などと云ふ意味のものもあるのである、然るに用字格ノ右には、此區別に就き種々のことを記してあれど、何れも不得要領にして且つ誤謬あり、探るべからず、

第十三項 不使 使不

不使使不の區別は、使の字の制限の範圍已に異り、隨て其終極の意義は異ならざれど、其使役の關係する場所に於ては大なる相違あり、即ち其例は、

故聖王所以順山者不使居川不使渚者居中原而弗傲也禮記

非箝其口使不敢言也論語

人之彥聖而違之俾不通大學

博士申威毀薛宣宣子況賅客楊明欲令創威面目使不居位漢書

の類である。

第十四項 不能 能不

不能の能も能不の能も其意味は同一であつて、共に其力の耐へ得ることを示す語である、然し乍ら和訓に於て不能はアタハズと訓し、能不の能はヨクと訓するのである、隨て能の字の制限の範圍大に異り、其文章の全體の意義に於て、能の字の位置が大關係を持つのである、即ち、

氣質之稟或不能齊大學

應用支那文典 第五編 副詞の位置に關する規則 第二章 用字格に載する不字格凡四十六條 二八九

不爲也非不能也孟子
能不受變於俗者鮮矣孟子

子夏曰夫子能之而能不爲者也子

の如き類にて、不能も能も共に副詞ではあれど、其文章の上に及ぼす意味に於ては異なるのである。

第十五項 不便 便不

この兩者その意義に於ては同一に歸す、その例左の如し、

若有不合乞且藏之書府不便滅棄三國陳

蓋爲安排著便不自然宋語三

第十六項 不素 素不

此兩者も亦その意義に於ては同一に歸す、その例左の如し、

物不素具不可以應卒史世家

軍中素不附者皆殺之唐劉

第十七項 不夜 夜不

夜は時の副詞にて、不夜とありても、夜不とありても、その意味は同一である、即ちその

例は、

(一) 寡婦不夜哭記坊

(二) 古詩曰女子不夜出夜出乘明燭近思錄六

(三) 君子晝不居內夜不居外鑑晉安

の如き類にて、不夜哭は夜間ニ哭セズといふ事なれば、これを改めて夜間不哭若くは夜不哭としても同一義である、即ち(一)(二)を改めて(三)の形に爲し、(三)を改めて(一)(二)の形となすも、その意義に於ては同一である、然るに、用字格にはこの二者の間に相違ありと稱して、その説に、

事ハ同キコニテ意少カワル、不可夜行トカクハ、夜アルキヲスルナト令シタル詞ナリ、夜行ノ二字ツヅキテ客ニナリカロシ、夜不可行トカクハ、夜ハ行クナト令シテ夜ノ字主ニナリ、不可行ノ三字連續ス、所ニヨリテ消息スベシ、不夜夜不コノ例ニテシ
ルベシ

とあるので、一應尤もに聞え、又その文法的形式に於ては勿論異なるので、不夜の場合には、夜行を否認して居るので、夜不の場合には、行クといふ事を否認し、而してその否認の時期即ち夜といふ副詞を其上に置きたる形であるから、その文法の組織法は勿論

應用支那文典

第五編 副詞の位置に關する規則 第二章 用字格に載する不字格凡四十六條 二九一
第十五項 不便、便不 第十六項 不素、素不 第十七項 不夜、夜不

異ると云うても宜しいのであるが、其文章の意義は同一と云うて宜しい。

第十八項 不我——我不——不——我

この三者の區別は最も明なり、先づその實例を左に示すべし。

(一) 不忠人之不己知、忠不知人也。語論

今也父兄百官不我足也。子孟

(二) 過我門而不入、我無憾焉者、其惟鄉原平語。語論

(三) 言女平居則言人不知我。進論語先

(一)の例は、すべて先秦古文の作例にして、これは漢文の一般法則としては、目的格は説明語の下に在るべき筈なれど、打消副詞の「不」の字の使用せらるゝ場合には、多くその一般法則を變更して、「不」の字と説明語との間に目的格を入るゝのである。此場合には、「不」の字の上には、大抵「人」とか「父兄百官」とかいふ如き主格がある例である。
(二)は「我」といふ字が主格にあるので、その下の「不憾」は、打消副詞と説明語であるのです。
(三)は「我」といふ語が「不知」といふ説明語の目的格に立つて居る形にて、これは即ち前に所謂漢文にて目的格の位置の一般法則に適して居る例である。

第十九項 不上、不下 上不、下不

上の字と下の字とは、共に事物の位置を示す副詞である、而して此兩者は、その位置に於てこれを變更する時は、その係り處異りて、文意も亦これが爲に害せらるゝ事あり、且つ、これは大抵古人の成語あるが故に、容易に變更すべからざるものと思はる、即ち其例は、

(一) 上意不下、宣下情不上。達論事疏

(二) 上不怨、天下不尤、人中

の如きものにて、共にこれは上ニ向ツテ下ニ向ツテの義ではあれど、併しながら(一)の上意の下に下^〇の字を置き、下情の下に上^〇の字を置く時は、文意混亂する事明なり、又(二)の上不下^〇の位置を轉倒する時は、是れ亦文意を害すべし、況むや上^〇とか下^〇とかいふ語が、副詞にあらずして主格となつて居る場合には、猶更これを變更する事は出来ぬのである、即ち上下の二字が主格に立つ場合には、必ず「不」の字の上に在る例である。

第二十項 不何 何不

この兩者は同一に歸す、既に詞論に於ても説明せし如く、不も何も打消語なるが故に、いづれを上にしても同一に歸する事は當然である。

然り而して、これは何の字が選豈などの打消副詞などと代つてゐても、その結果は同

應用支那文典

第五編 副詞の位置に關する規則 第二章 用字格に載する不字格凡四十六條 二九三

第十八項 不我——我不——不——我

第十九項 不上、不下 上不、下不

一である。

第二十一項 不人人 人人不

この區別は極めて明白なり、不人々の場合には「人々が何々スルコト」若くは「人々ニ何々スルコト」といふ句を打消するのであつて、人々不の方は、人々といふ主格や人々といふ副詞の下に、打消の語が来たといふまでのことである。

(一) 彷彿于月魂雲影中如見少君無不人々惜之恒曲中志

(二) 所謂步弓者小民不人人曉也衍義補九十五

(三) 藥石之品人人不能著所能著者唯艾爾方孝孺艾

(四) 養之有素用之不匱人々無不盡其才而邊事舉矣名山疏

(一)は、人々が惜の主格に立つて居るので、(二)は、人毎ニの意味にて、人々は副詞である、(三)は、藥石之品ニ於テハ人々ガといふことに、人々はその下の語の主格である、(四)は、無の字の解釋次第にて、或は主格となり、或は副詞となるのである、即ち、無の字を打消副詞として、「盡サズンバアラズ」とすれば、人々は主格である、無の字を形容詞として、ナシと和訓する如くに觀察すれば、人々は副詞にて、「人々ニ於テハ」の義を爲すのである。

第二十二項 不目 目不

これも前と同一理である、先づ、その例を示すべし。

(一) 北宮勳之養勇也不膚撓不目逃子孟

(二) 繼踐世科人以爲榮而夫人不色喜朱王安表

(三) 爲將之道當先治心泰山崩於前而色不變麋鹿興於左而目不瞬然後可以制利害可以

待敵老蘇術

(一)は、目といふ字が逃の字の目的格となつて、不の字はそれを打消して居るのである、(二)は、色といふ字が喜といふ字の副詞であつて、色ニといふことである、それを不の字が打消して居るので、上と同じ形式である、(三)は、色とか目とかいふ字が主格となつて居る形である、色とか目とかいふ字を、上の一)と同一に、目的格として見ることも出来ぬ事はなけれど、文法上の形式は、やはり主格とした方が適當である、前の上下不上下不の條と併せ見て考ふべし。

第二十三項 不心 心不 不心

これはその例左の如し。

(一) 不心競而力爭左襄廿六

(二) 苟免而不懷仁貌恭而不心服貞觀政要一

應用支那文典

第五編 副詞の位置に關する規則 第二章 用字格に載する不字格凡四十六條 二九五
第二十三項 不心 心不 不心

(三)見利而心不動張
 (四)天下拱手以貌相承而心不服大蘇
 (一)は『心ニテカヲ以テ』といふ事にて、(二)は心ニの義なり、而してこの二者は同一の形式である、(三)と(四)とは、やはり心ニの義にて、これはすべてその意義に於ては同一に歸するるのである、それ故に、此形式を何れに改めても、その意味に於ては差支へはないのである、併しながら、これは前の不夜夜不の區別と同じく、不心服と心不服とは、心といふ字の位置の異なるだけ輕重があるといふ事をいへば云へぬことはないが、兎に角、いづれの形に作つても、同一と心得て差支へはないやうである。

第二十四項 不實見 實不見

此差別は用字格に、
 不實見ハタシカニ見サルコト、實不見ハミザルコトガタシカナト云フ、實ニト實ハトノテニハニテ差別シルベシ、
 とあり、大略これにて宜しかるべし、その例は、
 如是者、只是說得、不實見二程
 若耳聞口道者、心實不見、若見得、必不肯安於所不安同上

第二十五項 不爲一 爲不 爲一不

この差別に就きては、用字格に、
 不爲ト云ハ、不字總體ニカ、ル、不爲利諂ト云カコトキハ、利ノタメニ諂フ、コトヲセヌト云フナリ、爲不ト云ハ、爲字總體ニカ、ル、爲不寐ト云カコトキハ、ソレニ因テネラレヌト云フナリ、史傳ニ、水爲不流ト云カコトキモ、同キコトナリ、凡テ爲ト云字ハ事ニ因ルコトナリ、ソノ中漢書ニハ、不爲侯喜トアリ、通鑑ニハ、爲陛下不取也トアリ、コレハ兩様同キコトナリ、差別ナシ、後世ハミナ通鑑ノ様ニ書ク、漢書ノ如ニ書ケハ、顛倒ニナル、此ハ古今詞氣ノ違ナルベシ、
 とあり、これにて大畧宜しからむ、左に二三の例を參考として示すべし、

小功者、輕故不爲之止樂雜記
 竊不爲先生取之也左哀十六
 吳、朱然寢疾、增篤、吳主晝爲滅膳、夜爲不寢通鑑
 爲陛下不取也通鑑

第三章 用字格五左以下に載する可字格

第一項 總説

可の字は、許可の副詞にして、打消副詞の反對なり、今この可の字が説明語の直上に在る場合には、その説明語を制限し、説明語の上に他の副詞及び他の品詞ありて、可の字が直接に説明語の上に在らざる場合には、可の字は其説明語を制限する事なくして、可の字の直下に在るところの副詞其他の品詞を制限するのである、又可の字には、命令の意味を有するものもありて、日本のベシといふ語に當る、以下實例によりて其詳細を説明すべし、

第二項 可以 以可

可以の場合には、以の字が説明語の直上に在ること普通の形なり、此場合には、其所謂説明語は、その實は名詞形にて、以の字の目的格に立てる形であつて、以の字は、此場合には『以ッテスル』と云ふ意義にて、一の動詞形をなして文章の説明語に立つて居る形である、即ち其例は、

可以與 可以觀 可以群 可以怨語論

と云ふ如くにして、これは、『興ルコトヲ以テスベシ』『觀ルコトヲ以テスベシ』などといふ義で、此場合の以といふ字は、前置詞の動詞形であるのです、然るに以可の場合の以は、前置詞にして、前置詞の目的格を省略して居る形であるのです、即ち其例は、

此二臣、以可死而不死者、非愛身於須臾、貪命於苟活。臣、指季布管仲、

第三項 可便 便可

便は前にも説きしが如く、『スナハチ速カニ』といふ義にて、可便の場合には、便が可の字に關係せずして、其下の説明語を制限し、便可の時は、便が可の字を制限す、故に可便便可は、其文章の趣は異れど、元來可の字は許可の副詞なるが故に、説明語の意義を許可する點に於ては、兩者同一である、是を以て、可便と便可とは、其意義に於ては、異なる所なしといつても、差支へないのである、其例は、

(甲) 非由只行一事、偶合於義、便可掩襲於外、而得之也。公孫丑

(乙) 自此之後、便可塊然兀座、以畢餘生。季朱章書

の如きものにて、(甲)は可の字が下の得といふ説明語を制限し、(乙)は可の字が畢といふ説明語を制限してゐるのである、

第四項 可必 必可

用字格に『此モ可便便可ト同キヲニテ、必定禽ニスルコトガナルト云トキハ、可必禽ト用ユ、必禽ニスルコトヲ期待シテ可ト云字ヲ上ニヲク、必可禽ト用ルナラバ可禽コトガ必定ナラフト云コト、總別可ノ字ノ上下ハ皆辭ノ先後ニヨツテ用様ノ格コトナリ』とある如く、不必 必不は不の字が其下の副詞若くは説明語を打消して、其意味を轉覆するものであるから、不必と必不とは其意味に於て大なる相違を來すのである。然るに可の字は前にも述べしが如く、其下の語の意味を許可するものなるが故に、可の字の有無は其下の語の意義に左程の變化なしと云うて差支へない、それ故に可必必可は意味の上には左程の違ひはないのである、即ち、

將酒泉張掖騎五千並擊東西浚稽可必禽也漢書
 君子名之必可言也言之必可行也論語

の類である、

第五項 可復 復可

可復復可は、復の字の係り處の異なるのみにて、其意義は前に述べし如く、可の字の意義が其下の語を許可するといふ理由によりて、同一に歸するのである、即ち、

結繩之約可復理亂秦之緒後漢書
 四方之衆必復可合也三國志

の如き類にて意味は同一なれど、係り處が異なる故に、用字格には、

此モ上の諸格ト同キコトニテ、少違アレトモノノワケ、尤精微ナルコトナリ、可復得乎トハ一度得ニ對シテ、マタウルコトハナルナルマイカト云コト、復可得乎トカケバ、一度可得コトアルニ對シテ、ウベキコトガマタナルマイカト云コトナリ、といへり、而して又亦等は復と同じくマクと和訓すれど、これ等は復と同じくフタタビの義をなすものでなければ、復と同一の規則を以ては律せられぬのである、

第六項 可遽 遽可

遽はニハカと訓する文字に、可遽遽可は其意味に於ては同一なり、其例左の如し、

既以内外爲二本則又烏可遽語定哉書
 子遂可以孔子望我耶禮記

たゞ此場合には、遽の字と他の副詞と一所に置きては、混亂するといふ場合には、遽の字の置處を上にし、又下にするのである、而して此加減は、すべて支那文典の副詞の用法の原則として心得居つてよいのである、

應用支那文典

第五編 副詞の位置に關する規則 第三章 用字格に載する可字格
 第四項 可必、必可 第五項 可復、復可 第六項 可遽、遽可

第七項 可自 自可

可の字は許可の意味を有し、隨て『何々スルコトヲ得』といふものもある、然るに又命令を司るものもある、是れ即ち日本のベシに當るのである、而して此用法は、後世に起りしものである、それ故に、日本語にて『何々スベシ』といふ命令法を漢譯する場合に、日本語のベシといふ語に拘泥して、可の字を入るゝのは穩當でない、と云ふ説もある、これは正しく左様であると思はるゝ、即ち、教育救語の『一旦緩急アレバ』云々の條のベシといふ語を、或は左の如く譯せしものもあれど、これには多くの非難あり、即ち、一旦有緩急則義勇奉公、可以扶翼天壤無窮之皇運

の可の字の如きは無用であるので、漢文にては此字が無くても、此場合には命令法を作つて居るのである、

さて、自可と可自との區別は、用字格には、可自とある場合には、可の字重く、自可とある場合には、可の字の意輕しとあり、洵に、自といふ字が説明語を制限せねばならぬ場合と、可の字を制限せねばならぬ場合との二つがあるので、即ち、可自と自可との相違を生ずるのである、例へば其實例は、

(甲) 欲正人者必先正己、况欲正君而可自有不正之累耶、朱文

(乙) 常祿不當辭有餘、自可推之以周貧乏、雅也集注

の如き類である、即ち、(甲)は『不正ノ累アルコトヲ自ラスルコトヲ得ムヤ』の義にて、(乙)は、『自ラ何々スルコトヲ得ル』と云ふこととなり、即ち、可の字は得の字に當るなり、

第八項 可深 深可

可深、深可係り處異れど、其意義は同一に歸す、即ち其例は、

(一) 連兵入寇、誠可深憂、通鑑唐紀六十

(二) 禮記便不可深信、朱語八十六

(三) 厥監不遠、深可畏懼、朱

(四) 謹告之、深爲可畏也、同上

の類である、(一)と(三)とは、即ち、可深深可の區別にして、其意味は同一である、(二)は、不可とつゞくが故に、深の字は、可の字の上に置くべからず、不可の上に置きても宜しけれど、それよりは、こゝの例の如く、深信としたる方最もよろし、(四)は、深といふ字が、爲といふ動詞を制限して居る形である、

第九項 可獨 獨可 可皆 皆可 可盡 盡可

この三者は、其副詞の性質全く相同じ、而して、可獨と獨可と、その意義同一に歸し、可皆

應用支那文典 第五編 副詞の位置に關する規則 第三章 用字格に載する可字格 第七項 可自、自可、第八項 可深、深可、第九項 可獨、獨可、可皆、皆可、可盡、盡可 三〇三

と皆可ともその意義同一に歸し、可盡と盡可とも亦その意義同一に歸するのである。然るに、用字格に此三者に就きて、其形式の異なる毎に、可獨と獨可と可盡と盡可と可皆と皆可と皆異なるやうに説いてあるのは誤謬であらう、今左に實例につきてこれを證すべし。

(一) 君子陷人于危、同其難、豈可獨生乎。孫淵公

(二) 治天下、獨可耕且爲興。孟

(三) 赦前犯死罪、而繫在赦後、者可皆勿管詣金城、以全人命。後部

(四) 常道人皆可守、權非體道者、不能用也。注、難

(五) 三家未陸、可盡克也。左定十

(六) 若一處消了百處、盡可消。陸

右は順次にこれを解説すれば、(一)は『生クルコトヲ獨リスベケムヤ』の義であるが、若しこれを獨可と改めて『生クベキコトヲ獨リセムヤ』といふ意義としても、全く同一であるのです。(二)は『天下ヲ治ムルコトモソノ事ノミガ耕ス片手ニ爲スベケムヤ』といふことにて、獨は天下ヲ治ムといふ事實を受けて、獨リ即チソレノミガといふことになるのである。然るにこれを轉覆して、可獨と改むる場合には、『天下ヲ治ムルコトニ於テハ

ソノ事ガ獨リ耕シ且ツ片手ニ獨リ天下ヲ爲ムルコトヲ得ムヤ』といふことになるので、獨の字は耕スコトと天下ヲ治ムルコトと二つに係り、且つ獨可の場合の如く、天下ヲ治ムルといふ事實を指すにあらずして、『獨リニテ天下ヲ治ム』といふ事となりて、獨リといふ語は『天下ヲ治ム』といふ事實の主格となるので、その係り處が大に異なるのである。故に用字格にも、可獨と獨可とは明白なる區別ありと説いてある次第で、一應尤もなる事と思考せらるれど、併しながら假令獨の字の係り處が異なるにしても、文章の意義の上に於て究竟の意味が同一に歸する以上は、兩者全く同一といふやうに思はるのである。但し殊更に古人の有名なる成語を改むる必要は無く、古人の句を記憶して自己の文章に應用する場合には、成るべく古人の模範によるを可とするのである。が、文法學上にては一通り文の組織の原理を説明して置く必要があるから、此の如く可獨獨可の同一なることを説明する材料として、六つかしき孟子の句を引用したる次第である。

(三)は『人命ヲ全ウスルコトヲ皆スベシ』といふ事である。これを皆可と改むるときは、『人命ヲ全ウスベキコトヲ皆セヨ』といふことにて、同一義に歸す。(四)は『常道ニ於テハ人ガ守ルベキコトヲ皆セヨ』といふ事にて、これを可皆と改むる場合には、『守ルコトヲ皆ス

べシ』といふことになりて、やはり同一義に歸す、然るに用字格に、可皆と皆可とはその意義全く異なるやうに説明してあるのは、皮相の考察にして、勿論兩者の文法上に於ける形式は大なる相違あれど、文章の意義は全く同一とせざるべからざるものである、(五)と(六)との可盡と盡可との區別は、全く前の可皆と皆可との區別と同一にして、たゞ文法上の形式の異なるのみにて、文意は同一であるのです。

第十項 可使 使可

この兩者は、その係り處の異なる爲に究竟の結果は同一に歸すれど、兩者を轉倒する事は出来ぬのである、その例左の如し、

赤也東帶立於朝可使與賓客言也語論

民可使富也孟子

雍溪上流使可涉宗鑑唐誌

即ち『何々セシムベシ』といふ事は、『何々セシムルコトヲ得』といふことである、それ故にこれを轉倒して、『何々スベクセシム』といへば、我よりそのものを『何々シ得ル』如く作りなすといふことになるから、つまり、赤が先天的に賓客と話をする資格があるとしても、こちらが赤を新に作り立て、それだけの資格を得させたとしても、赤が賓客と談話

するだけの結果は同一であらう、併しながら、その結果に到達する迄の方法は、此くの如く異なるではないか、是れ即ち、可使と使可との大なる相違である、以下この例にて推察して考ふべきである、

第十一项 可立 立可

此二者は同一義なれど、併しながら説明すべきことあり、先づ其實例を左に擧ぐべし、

其淵也立可立而待也孟子

功業可立就藝文類

嬰兒在服掌之上絶其哺乳立可俄殺後漢

立の字の下に而字のある者と無きものとあり、その而字のあるものは、立といふ字がその下の動詞を制限する形をゆるやかに示す書方にして、而字のなきものは、急速の形を示して居るのである、而して立而とありても立とありても共にタチテと和訓して副詞であるのです、

第十二項 可更 更可

この二者同一である、可復復可の例と大略同一なり、その例左の如し、

子明曰可更來後漢

應川支那文典

第五編 副詞の位置に関する規則 第三章 用字格に載する可字格
第十項 可使使可 第十一项 可立立可 第十二項 可更更可

更可轉詢知禮之士庶不誤耳朱答陳明仲

第十三項 可大 大可 可甚 甚可

可大大可は第十項の可使使可の區別と略同一である即ち究竟の結果は同一なれど、文章の形式と副詞の係りの意味とは大なる相違があるのである、その例左の如し、

可大委任也前鮑宜傳

其心有大可誅者書法

可甚甚可の差も亦右と同一である、其例左の如し、

茅雖至薄之物然用之可甚重卦大過

甚可怪也後光武紀

右の理由によりて、此二つの形式は互に改むることは出来ぬのである、

第十四項 可且 且可

且といふ字は句と句との間に置かれて接續詞たることあり、語の間に挿りて、マサニシバラクなどの義を爲し副詞たることあり、故に一概に概括して説明することを得ず、併しながら可且とある場合には、殆んど皆マサニといふ義を爲すものであつて副詞である例へば、

渤海鹽池可且勿禁以救民急前平當傳

の類である、然るに且可の例にも亦副詞の形式を有して居るものもあるのである、即ち、

其餘且可從舊象山集要五

これはシバラクの意義として用ひられて居るのである、

第十五項 可是 是可

此二者はその係り處異り、且つ可是は俗語の用法なりと、用字格には説明してあるのである、而して是可の場合の是は大抵目的格に立つて居る形である、即ち左の如し、

西風可是無拘束一路吹香直到家詩格周端臣桂花

是可忍也孰不可忍語論

第十六項 可年 年可 可長 長可 可高 高可

可年可長可高は同一種にして、年可長可高可は亦同一種なり、而してこの兩者は全く區別無けれど、用字格には、可年可長可高の例は稀であると云うてある、即ち、先づその例を示せば、

主人延客可年五十儀觀甚偉墨莊漫錄

應用支那文典

第五編 副詞の位置に関する規則 第三章 用字格に載する可字格
第十三項 可大 大可 可甚 甚可 第十四項 可且 且可 第十五項 可是 是
是 可 年 可 可 長 可 長 可 可 高 可 高 可 可 是

黄安年可八十餘祝如童子

白頭公可長四五尺風俗通

得一死男手足完具色黑長可尺許華佗傳

銅像一軀可高丈餘洛陽伽藍記

過陳氏園看杜鵑花花高可十五尺餘徐文長集

の如くである可の字はこの處にてはナルベシ又はバカリと和訓すべきものにて、大凡の程度を示せる副詞である、

第十七項

可從而 | 從而可 | 可一戰 |

一戰可 | 可一舉 | 一舉可 |

可一日 | 一日可 |

この一類の文法的形式は前に示せる可立立可の區別と同一理を以て説明するを得べし、今先づその實例を左に示すべし、

心既正而後天下之事可從而理也離婁集註

是以由其威儀一於外而心如結於內者從可知也詩集傳

銅斛之尺從而可知矣新律呂

は從の下に而字があつても無くても、その意義は同一である併しながら可從の場合に從の字の下に而といふ字無き場合には從の字とその下の説明語との混同する恐れがある故に、大抵は而の字がある併しながら間には而の字のなきものもある、即ち前の可立の條に引ける『功業可立就』の立の字の下に而字なきを見て知るべし、又可一戰以下の例は左の如し、

袁喬曰李勢無道臣民不附可一戰擒通鑑晉書

今者誠能治其五敗則一戰可定四支可生杜牧集

人畜乏食可一舉而定通鑑宋紀

併力擊之一舉可滅唐二聖

粟米布帛生於地長於時聚于力非可一日成也晁錯貴粟書

千載之功可一朝而成也前漢陳湯傳

退之宜更思可爲速爲果卒以爲恐懼不敢則一日可引去又何以云行且謀也文柳

應用支那文典

第五編 副詞の位置に關する規則 第三章 用字格に關する可字格 第十七項 可 三一

第四章 用字格右以下に載する有字格

第一項 有以 以有

此兩者は、以といふ字の係り處異なるが故に、その趣き自ら異なるものなり、其例左の如し。

不_レ拂_ラ乎愛之理而有_レ以_テ全_ル其心之德也注 微子

聰明容知足以_レ有_レ臨也寬裕溫柔足以_レ有_レ容也發強剛毅足以_レ有_レ執也中

これは何れも以是といふことにて、上に在る句を承けて居るのである、而るに淮南子齊俗訓に、『性亦人之斗極也、以_レ有_レ自見也、則不失物之情、無_レ以_レ自見、則動而惑營』とある上の以の字を、用字格には、下の以の字が無の字の下に在るところから推して、上の以の字はやはり有の字の下に在るべきものであらうと云うて居る、これは極めて名説である、以の字が句と句との間に在る場合には、シカシテといふ接續詞と同一の働きを爲すのが通常であつて、右の如く使用せらるゝことは無いから、これは淮南子の誤字である。

第二項 有一 一有

有一の場合には、一が主格である、一有の場合には、一が副詞である、而してその意義は同一に歸す、その例左の如し、

有一於此未_レ或_レ不_レ亡五子之歌

人心一有所欲則離道矣夬卦傳

第三項 有大 大有

係り處異れど、その意義は同一に歸す、其例左の如し、

精一自新有大過人之才近思錄

是大有功于名教也范文正公一作有大

大有年春秋

右説きし如くなれど、大有年の如きは、これを改めて有大年としては、その意義通せず、故に、通則の外に特殊の慣用法のある事を知らねばならぬ、

第四項 有終 終有

是れ亦係り處異なれど、その意義は同一に歸す、

本心之明有終不得而息者集註 陸文公

我欲同而彼自異終有不可得而同者矣朱答趙提舉書

應用支那文典

第五編 副詞の位置に關する規則 第四章 用字格に載する有字格 第一項 三二三

第五項 有_レ如_レ 如有

和訓に於ては異れど、ゴトシといふ事モシといふ事が同一であることは、詞論に於て説明した通りである。故に、此兩者その意義は同一である。

東野之役_ヲ於_テ江南_ニ也_レ有_レ若_ク不_レ憚_ラ然_ル者_ハ文_章也_ニ
如有_レ王者_必世_而後_レ仁_也_{（論語）}

第六項 有_レ各_レ 各有

此兩者の區別に就きては、用字格に、

各有_ハキコヘタル通_ニ兩方_ニ各アルト云コトナリ、有各トアルハ各スルコトガアルト云コト、其別尤明なり、

とある如くにして其例は左の如し、

見_レ一陰一陽_有各生_{スル}一陰一陽_之象_{（易乾卦）}
天數五、地數五、五位相得_而各有_合辭_{（易繫辭）}

第七項 有_レ時_レ 時_レ有

この區別は、用字格に、

有時トヲクトキハ、時アツテト云コトニテ、時ノ字客ニナル、時有トカクトキハ、時ニ

チカヒカアルニヨルト云意ニテ、時ノ字主ニナル、

とある如くにして、係り處の異なるのみにて、其意義は同一に歸す、その例左の如し、
有_レ時_而昏_{（論語）}
雖言者時_有中_否而_聖慈_每賜_優容_{（文選）}

第八項 有_レの字の性質に就きて一言す

有_レの字の事は、既に詞論にも説明せるが如く、唯單に事物の存在を示すのみの文字なれば、『シカジカノ事實ガ存在シテ居ル』といふ事、即ち『何々ガ斯様々々ノ事ヲシテアルト云フコトガアツタ』といふ事と、『何々ガ斯様々々ノ事ヲシタ』といふ事とは、其結果に於ては同一であるから、有_レの字の有無が、文章の究極の意味に於て變らぬといふ事は、惟しむに足らぬ事である。併し乍ら、有_レの字の有無は、文章の趣に於て大なる相違があるるのである、即ち例へば『誰ガ誰ヲ殺シタ』と單に事實を記する事と、『誰ガ誰ヲ殺シタ事ガ有ツタ』といふやうに、其事實の存在を述ぶる事とは、大なる相違があるのである。故によく此相違を知らねばならぬ、是を以て、有_レの字の用法は比較的六ヶ敷のであるから、能く研究を積みねばならぬのである。

應用支那文典

第五編 副詞の位置に關する規則 第四章 用字格に就する有字格第五項有_レ如_レ、如_レ三三五
有_レ第六項有_レ各_レ、有_レ第七項有_レ時_レ、時_レ有_レ第八項有_レの字の性質に就きて一言す

第五章 用字右以下格に載する無字格

第一項上 無一 一無

無一 一無の區別は、有一 一有の區別と同一なり、有無の二字が説明語に立つ場合には、其下に在る語は常に主格にして、その上に在る語は常に副詞である、その例左の如し、

無一人在者 壁記

壁記遺文一無在者 壁記

それ故に此兩者はその係り處は斯くの如くに異れど、その意味は同一である、

第一項下 無毫 毫無

右の理由によりて、例へば無毫毫無の如きやはり無の字の上に在る場合には、副詞にして、下に在る場合には主格である、併し乍ら單に此場合の秋毫といふ説を主格と見る事は出来ぬので、主格の一部分にて、主格を形容する形容詞であるのです、それ故に前の『無一人、在者』の一人の如きも主格の一部分にて形容詞であるのです、

無毫毫無の實例左の如し、

朝廷費錢八十萬婚而無絲毫所獲 通記

賀若弼號令嚴肅秋毫不犯 通記

右の不犯の不の字は無の字と意義は同一なれど、品詞が異つて居るのである、即ち詞論にて述べし如く後世の慣用にては、無の字は形容的にして、不の字は副詞的であるから、此處の場合の如きも、不の字の下は語は動詞にて、主格ではないのです、無の字の下は語が主格たる例は、
精深華妙置之唐人毫無愧色
の愧色の類である、而して前の一の字並にこゝの毫の字の如きは、共に分量を示す副詞である、

第二項 無必 必無

無必 必無の區別は、不必 必不の區別と同一なり、無必は半ばの打消にして、不必は全部の打消である、其例左の如し、

鈞之死也無必假手於武王 晉

克用必無以拒也 同倍

即ち、無必の方は『必ズシモ武王ノ力ヲ假ラヌデモ誰ノ力ニテモ斃スコトガ出來ル』と云ふ事である、

應用支那文典

第五編 副詞の位置に關する規則 第五章 用字格に載する無字格
第一項上 無一 一無 第一項下 無毫 毫無 第二項 無必 必無

第三項 無欲 欲無

此兩者の區別は、用字格に

此モ不欲欲不ト同キコトニテ、無欲ハ欲スルコトナキコト、欲無ハナカラシキコトヲ
欲スルコト、意義シレタル通各別ナリ、

とある如くにして、其意味異なり例へば、

人能充無欲害人之心而仁不可勝用也孟子
子貢言欲無加之於人論語

の如くである、

第四項 無以 以無

先づその實例を左に舉げて説明を試みむ、

- (甲) 不知命無以為君子也論語
- (乙) 札雖不才願附子藏以無失節左傳
- (丙) 單得無饑渴漢書

右の(乙)と(丙)とは共に以の字の下に無の字の在る例なれど、此兩者は非常の相違あり、
即ち(乙)の以といふ字は句と句との間に在る以の字にして、これは前にも云へる如く、

而字と類義のものである、而して(丙)は以是の以にて正に(甲)と相對して論すべき形式
のものである、(甲)は其解釋法に數種あるのである、即ち第一は「君子タルコトヲ以テスルナシ」と
きて、(甲)は其解釋法に數種あるのである、即ち第一は「君子タルコトヲ以テスルナシ」と
云ふ事にて、以テスルといふ事は故といふ事に當るのである、それ故に、これは「命ヲ知
ラザレバ君子タル故ナシ」といふ事である、第二は以是といふ事に解釋がせらるゝ、即
ち「命ヲ知ラヌト云フコトヲ以テ」の義である、「命ヲ知ラヌト云フコトヲ以テ」といふ事
は「命ヲ知ラヌト云フコトノ故ニ」といふ事になる、然る時は、第一と第二との解釋法は
異れど、其意義は同一に歸するのである、
右の以の字の解釋法は、以の字の全體に通するのであるから、極めて大切な事である、
尚ほ下の第六章第一項の莫以の條を参照すべし、

第五項 無復 復無

無復復無はその意義に於ては同一に歸するのである、即ち不復復不と同一理である、
その例左の如し、

且爲最初用力之地而無復上文語緒之可尋也大學
古禮於今既無所施而其所制儀復無吉凶之辨禮記

應用支那文典

第五編 副詞の位置に關する規則 第五章 用字格に關する無字格
第三項 無欲 欲無 第四項 無以 以無 第五項 無復 復無

第六項 無乃 乃無

此兩者は嚴然として區別あり即ち無乃はムシロと和訓して反語を爲すを普通の例とし、乃無は單に打消を爲す、その例左の如し、

居簡而行簡無乃大簡乎論

國待蓄積乃無憂患仲長統

第七項 無亦 亦無

無亦亦無は不亦亦不と同一にて無亦は多く反語を作り、亦無は單に打消を爲すの區別である故に用字格には無乃乃無の區別と同一なりと説いてあるのである、其例を擧ぐれば、

(甲) 無亦唯是一矢以相遺焉用樂左成十年

(乙) 公子無亦晋之柔嘉是以甘食晉語注無亦不亦也

(丙) 詩曰無念爾祖聿脩厥德無亦監乎左昭廿三

(丁) 無責於人人亦無責焉莊山

の如くにして、既に詞論にて詳説せし如く無亦の場合に反語を作るのは無亦の呼應にあらずして、此場合には、多く(丙)例の如く句末に疑問副詞の乎の字在りて、無の字は

この乎の字と相呼應して反語を作るものであらうかといふことを述べて置いたが、先秦の文學書には(甲)(乙)の如くに乎の字の無き例もあるのです、これ等は無亦の呼應にて反語を作るとも思考せらるれど、極めて稀な事であるのです、而して(丁)の亦無は單に打消を爲すのみであるのです、

第六章 用字格右以下十六に載する莫字格

第一項 莫以 以莫

莫の字は全く不の字と同一である、故に無の字の法則を以ては律せられぬのである、併し乍ら詞論に説明せし如く、無の字にも莫の字と同一の用法あれば、これは注意せねばならずは事である、

莫以と無以とは、その形は同一なれど、右の理由によりて、莫の字は單に何々セズと云ふことになるのである、例へば、

有司莫以告孟

公縱姦慝莫以爲咎後何

の如きは「有司ガ告グルコトヲ以テセズ」「咎ヲ爲スコトヲ以テセズ」などの義にて、以の

應用支那文典

第五編 副詞の位置に關する規則 第六章 用字格二ノ十六右以下に

字を説明語とすれば、莫の字は單にその打消副詞である、而して以の字の下の語句は目的格の形である、又以の字を前置詞と見て、以是の略形としても、莫の字はやはり、不の字と同一である、

以莫は以無と同一にて、以の字には句と句との間に在るものと、句の中間に置かれてあるものとの二つがある、その例は、

(甲) 如川之方至以莫不增詩小雅天保篇

(乙) 願治之君志學之士皆不可以莫之考也新義補八十朱子

の如くにして、(甲)の以の字は上句と下句との間に置かれて在るので、(乙)の以の字は句の中間に置かれてあるのである、而して莫以とこゝの(甲)とが、全然その形式と意味とを異にする事は勿論のことであるが、莫以とこゝの(乙)とも、その形式は全く異つて居るのであるが、併しその意味に於ては同一に歸するのである、

次に注意すべきは、不と莫とは同性質の打消副詞ではあれど、また大に異なるところがあるのである、即ちその音が異なるのである、但し本は同一であつたから通用せらるゝ事になつたのであらうが、併し乍ら既に餘程古くより其音は異つて居るところから打消副詞を同一處に重ねて用ふる場合には、同音の字が續いてはその音調が宜し

くないといふやうなところから、不と用ふべきやうな處をば、莫と用ふる事が幾んど定例となつて居るのである、而して此場合には、必ず上の方が莫の字で下の方が不の字である、その理由は、不の字は初めからの打消副詞であるから、他の語の打消として他の語に冠せられて居るので、莫の字はその全體の意味を更に打消す爲に、後に冠せられたものと見るべきであらう、但し漢文は上より讀む事は勿論なれど其組織は斯くの如くにして成れるものである

第二項 莫之——莫能—— 莫之或—— 莫或——之

(一) 莫之——と莫能——との區別は、莫之——の方は目的格の之の字が説明語の上に在るものにて、莫能——の方は目的格の之の字が説明語の下に在るので、其形は異れど其意義は同一であるのである、但し用字格に莫之——とある時は、之の字輕しと説けり、これは多少の意味あるべし、其例を擧ぐれば左の如し、

(甲) 莫之禦而不仁是不智也公孫

民之訛言寧莫之懲詩小雅

(乙) 愛莫助之詩大雅

乍愚乍智時莫識之周書李廌傳

應用支那文典

第五編 副詞の位置に關する規則 第六章 用字格二ノ十六右以下に載する莫字格 第二項 莫之——莫能——之、莫之或——莫或——之、

(二)莫之或——と莫或——との區別は、全く(一)と同一である。たゞ或といふ字が此間に加つた許りである。即ち、

雖使五尺之童適市莫之或欺孟子

夫子傷周道之衰禮樂文章之壞而莫或救之也大戴禮

の如く之の字は何れも目的格にして、或の字は一方には副詞として其下の語義を制限し、又一方には自動詞の有の字と同一義の説明語としても見る事を得るので、此事詞論を参照すべし。

(三)莫之能——と莫能——との別も亦(一)と同一である。たゞ能といふ副詞が其間に加つただけである。

此他、この類の形式は甚だ多いので、

莫敢——之 莫敢之—— 莫之敢——

などの如きも、たゞ敢といふ字がその間に入つただけで、其形式并に意義皆上と同様である。

第三項 莫我—— 莫能——予

莫我——と莫能——予との區別は、前の第二項の莫之の諸例と同一にして、其例は、

(甲)莫我知也夫論

夫子生當天下亂莫予宗之文中子

(乙)嘉瑞既應天下莫能宗予趙五

天下無道久矣莫能宗予孔家

の類である。

莫之莫我の一類は、不之不我の一類と同一である。即ち不之不我は之とか我とかいふ目的格が説明語の上に置かれて居る形にて、彼此全く同一なる事を知るべし。而して此形式は、不と莫とが打消副詞として用ひらるゝ場合にのみありて、無の字を用ひられし場合には全く之れ無し。此現象は即ち予が詞論に於て説明せる如く、無の字と莫の字との性質が、全く異なるものとして取扱はれしより起りし結果にして、即ち有力なる無莫の區別の證據となるべきものである。

元來前にもいへる如く、無と莫とは同音の關係より、同一に用ひらるゝやうになつたもので、元は全く同一に相違なければ、其用法上既に大なる慣用上の區別を生ずる以上は、文法に於ては十分に其區別を知つて居らねばならぬのである。然るに王引之等の普通説を過信して、音韻起原論の學説と文法上の應用とを混同するものがある。而

してかくの如きは畢竟斯方面の學問に未熟なるの致す所にして採るに足らざれど、往々かゝる説に惑はさるゝものあるが故に、一言注意して置くのである。

第四項 莫不祥大 不祥莫大

この兩者の區別は、先づ其實例を掲げて説明すべし。

(甲) 奉君命以^テ使^シ而欲^シ背^ク盟^ヲ以^テ干^ス盟^ヲ主^ニ無^ク不祥^{ナシ}大^{ナル}焉^ヲ昭^ス 昭 廿五

王子相^ト楚^ノ國^ニ將^シ善^ニ是^ヲ封^シ殖^ス而^シ虐^ス之^ヲ莫^ク不祥^{ナシ}大^{ナル}焉^ヲ左^ノ無^ク字^{ナシ} 左 廿年

(乙) 父子之間^ニ不^レ責^ム善^ヲ責^ム善^ヲ則^シ離^ル離^ル則^シ不^レ祥^{ナシ}莫^ク大^{ナル}焉^ヲ孟^ノ子^ノ 孟 子

右は、莫不祥と不祥莫とは、其意味は同一なれど、其文章の構造上の趣は大なる相違があるのです、即ち莫不祥は『焉ヨリ大ナル不祥ナシ』の義にて、不祥莫の方は『不祥ガ焉ヨリ大ナラズ』の義である、是に於て莫不祥の莫は、不祥といふ名詞を形容せる形にて、不祥莫の莫の字は大ナルといふ動詞を制限して居る打消副詞とせねばならぬ、然る時は莫の字も、やはり此場合には、形容詞として用ひられて居る形である、併し乍ら予は曾て、莫の字を無の字と同一に形容詞として使用するといふ事は、頗る變則であると思ひ、用字格の引例に疑を起して種々に研究を試みるに、不祥といふ語の上に打消語の必要なる場合には、古今の文章何れも常に無の字を用ひてあるのである、こゝに引用

してある左傳襄公三十年十三經注疏求古開の文の如きも、核勘記を見れば莫不祥にあらずして無不祥とある本が澤山あるので、これから考ふれば用字格に莫不祥とあるのは、全く鏤梓の謬であるのです、東涯先生無莫の區別に就き明確なる概念なかりし故に此處に誤つたのである、

さて無不祥と不祥莫とは、前にいへる如く其意義に於ては同一なれど、用字格には、不祥莫の方を普通の形式であると説いてあるのである、即ち、

右ノ句法ハ二様ニカハレドモ異義ナシ、無不祥大ト用ユルハ左傳ニモ有ルコトナ

レドモ、今日文章ニハ孟子ノ通り宜シキナリ、明文ハ奇ヲ好ムニヨリ、汪道昆ナドハ

左氏ノ様ニ用ユレドモ、メヅラシキ法ナリ、

の如くである、而して此説は従ふべきものと信せられる、

第五項 之と焉との區別

之と焉との區別は、詞論にも既にこれを論じ置きしが、併し乍ら其區別甚だ難くして、初學の者は獨ほこれに惑ふ事多かるべきを思ひ、是に序に東條一堂の説を紹介すべきにより、熟讀すべし、

之と焉との別につきては、更に助辭新譯一ノ五十五左及びに説くところ詳なれば、左に

應用支那文與

第五編 副詞の位置に關する規則 第六章 用字格二ノ十六右以下に載する莫字格 第四項 莫不祥大、不祥莫大 第五項 之と焉との區別

これを掲ぐべし。

案ズルニ焉ハ本ト實用ニシテ、虚字ニ非ズ、故ニ下ノ焉之部別部ノ口訣ニ辨ズルガ如ク、焉ヲコ、ニ、コレヨリ、コレニ、コレト訓ス、コレヲト云フ、ヲノ助聲ヲ加フル之ノ字ト異也、是古文辭ノ字法ナリ、故ニ焉は指上文之辭ト註ス、之ハ指事物之辭ト註ス、又設辭アリ、焉ニ設辭ナシ、是マタ宗名族名ノ別ナリ、宗トハ姓氏ノ本主ナリ、族トハ宗主ノ傍支ナリ、故ニ宗ハ族ヲ兼ネ、族ハ宗ヲ兼ネズ、古書ノ字ニモ必ズ此義アリ、之ノ字ヲ設辭ニ用ユルモノ唯論語ニ多シ、論語ハ孔子平居專ハラ門弟子ニ道ヲ語ル、故ニ設辭ナル者ハ、必ズ直チニ道ヲ以テ、人事ヲ説クコトアリ、是マタ他書ト異ナリ、論ノ爲政ニ、子曰由誨、女知之乎、知之爲、知之、不知爲、不知、是知也、里仁ニ、子曰、參乎、吾道一以貫之、雍也ニ、子曰、知之者不如好之者、好之者不如樂之者、述而ニ、子曰、我非生而知之者、好古敏以求之者也、子曰、蓋有不知而作之者、我無之也、泰伯ニ、民可使由之、不可使知之、生而知之者上也、學而知之者次也、困而學之、又其次也ト、是ナリ、孟子モ亦孔子ヲ學デ人道ヲ説ク、故ニ設辭アリ、離婁下ニ、君子深造之以道、欲其自得之也、自得之則居之安、居之安則資之深、資之深則取之左右逢其原、故君子欲自得之也ノ、九之ノ字道ヲ指ス、文外ノ性理ヲ指スニ非ズ、道ハ唯人道、乃チ孝弟忠信仁義禮智ノ統名ナリ、仁

義禮智ハ天下國家ヲ治ムル法則ナリ、故ハ上文ノ事物ヲ承ケズシテ、只之ノ字ヲ用ル者、是ヲ設辭ト云、此外古書中ニ、之ノ字ヲ用レバ、上下前後中間ニ、必ズ指ス所ノ者アリ、一トシテ文外ニ義ヲ設クル者ナシ、譬ヘバ論語ニ、子曰道之以政、齊之以刑、民免而無耻、道之以德、齊之以禮ト云、四之ノ字中間ノ民ヲ指ス、マタ子路問政、子曰、先之勞之ノ二之ノ字ハ直ニ上ノ政ヲ指ス、文外ノ民ヲ指スニ非ズ、政ハ人民ヲ治ル法ナリ、孟子ニ、人之所以異於禽獸者幾希、庶民去之、君子存之ノ二之ノ字ハ、上文ノ所以異於禽獸者ヲ指ス、即下文ノ仁義是ナリ、文外ノ天理ヲ指スニ非ズ、左桓二年傳ニ、夫德儉而有度、登降有數、夫物以紀之、聲明以發之、以臨照百官ト云、二之ノ字首句ノ德ヲ指ス、閔元年傳ニ、震爲土、車從馬、足居之、兄長之、母覆之、衆歸之ト云、四之ノ字初ノ畢萬ヲ指ス、又襄十一年傳ニ、夫樂以安德、義以處之、禮以行之、信以守之、仁以屬之、而後可以殿邦國、同福祿、來遠人、所謂樂也ト云、四之ノ字皆首句ノ樂ヲ指ス、杜註文外ノ義ヲ設クルハ、古書ノ文理ヲ知ザル故ニ牽強ヲナス、孝經三才章ニ、先之以博愛、而民莫遺其親、陳之以德義、而民興行、先之以敬讓、而民不爭、道之以禮樂、而民和陸、示之以好惡、而民知禁ト云、五之ノ字ミナ毎句ノ民ヲ指ス、僞孔傳傳會セリ、其餘推シ知ベシ、斯ヲ古書ノ文理照應ト云、且夫焉ノ於是ト同義ナルハ、國策ノ西周ニ、韓徵甲與粟於周、周君患之、告

應用支那文典 第五編 副詞の位置に關する規則 第六章 用字格二ノ十六右以下に載 三二九
 第五編 副詞の位置に關する規則 第五項 之と焉との區別 する其字格

蘇代曰何患焉マ史記周本紀ニ代曰君何患於是ニ作ル又呂覽ニ天子焉始乘舟ノ高注ニ焉猶於此也ト是ナリ後儒此義ヲ知ラズ說文ニハ焉鳥黃色出於江淮象形ト云禽經ニハ黃鳳謂之焉ト云フノミニテ古文辭ニ用ルハ何義ト云訓詁モナク或說ニ鄭樵ノ說ニ依テ焉ノ爲タルヲ以テ高ク飛舉ルノ義ニテ此方ニ引トルナゾト修理モ分ラヌ玉篇ニハ語己之辭柳宗元ハ決辭盧允武ハ也章平矣意直焉意揚發聲不同意亦自別ナリナドト音韻ニ拘泥シテ義理分明ナラズ經傳釋詞ニ焉ノ一字ニ數訓ノ義ヲ設ケ一說ニ焉猶乎也ト云テ詩狀杜曰嗟行之人胡不比焉儀禮喪服傳曰野人曰文母何算焉禮記檀弓曰子何觀焉隱元年左傳曰君何患焉周語曰先王豈有賴焉莊三十二年公羊傳曰君何愛焉論語子路篇曰又何加焉是也ト云ハ是又句首ニ冠スル胡何豈ノ反語ニ用ル字有コトヲ見ザルナリ焉ニ乎ノ義アルニ非ズ是レマク文義語勢モ解セザルモノニ似タリ畢竟ハ句中句末ノ焉ノ字ミナ上文ヲ指スコトヲ知ザルニ坐ス今マク其證一二條ヲ舉テ示サン在僖十五年ニ乃舍諸靈臺大夫請以入公曰獲晉侯以厚歸也既而喪歸焉用之大夫其何有焉ノノ焉ノ字上文ノ舍諸靈臺ヲ指ス杜註ニ何有猶何得トハ古言ヲ知ザルナク二十四年ニ蒲人濯人余何有焉襄二十九年ニ晉侯使司馬女叔來治杞田弗盡歸也晉悼夫人慍曰云々叔侯曰以杞封魯猶

可而何有焉ノ焉ノ字ハ弗盡歸也ヲ指ス杜註ニ何有盡歸之トハ誤解ナリ昭八年ニ祁氏私有討國何有焉ノ焉ノ字ハ祁氏私有討ヲ指ス杜註ニ言討家臣無與國事トマタ傳會ナリ是ミナ焉ノ字上文ヲ指スコトヲ會セズ且ツ何有ノ二字連用シテ義ヲ爲ス分離ス可ラザルヲ知ラズ何有ノ連讀ハ古書中ソノ一定アリテミナ不難之辭猶俚言曰無仔細無頓著也ト註シテ皆易キヲ謂フ論孟左國ニ數所有リ推テ知ベシ

焉之之別焉者指上文之辭之者指事物之辭

三人行心有我師焉焉者指上文之辭擇其善者而從之論述○既庶矣又何加焉コ、ニ曰富之曰既富矣又何加焉コ、ニ曰教之論子○子曰君子云云及其使人也器之小人云々及其使人也求備焉コ、ニ○愛之能勿勞乎忠焉能勿論乎同○孔子與之坐而問焉同上○衆惡之必察焉衆好之必察焉同○就之而不見所畏焉孟○文王之囿方七十里芻蕘者往焉雉兔者往焉與民同之同○國人皆曰賢然後察之見賢焉然後用之同上○去之岐山之下居焉非擇而取之不得已也同上○思與鄉人立其冠不正望望然去之若將浼焉同○故由由然與之偕而不自失焉同上○湯之於伊尹學焉而臣之故不勞而霸焉同○仁人之於弟也不藏怒焉不宿怨焉親愛之而已矣同○廣土衆民君子欲之所樂不存焉同○行天下而立定四海之民君子樂之所性不存焉同○行之而不著焉同上○內史

過歸告王曰、號必亡矣、不禱於神、而求福焉、神必禍之、不親於民、而求用焉、民必違之、同周
 ○叔文有地而墜焉、余安能知之、同周 ○吾皆愛之、欲擇才焉、立之、左 ○穆叔如晉、范宣
 子逆之、問焉、同襄 ○凡勝國曰滅之、獲大城焉、曰入之、周文
 口訣

焉ハコ、ニト訓ス、上文ヲ指ス、前條ノ三人行、心有我師焉ノ焉ハ、三人行ヲ指ス、擇其
 善者而從之ノ之ハ善ヲ指ス、既ニ庶矣、又何加焉ノ焉ハ既庶矣ヲ指ス、曰富之ノ之ハ
 民ヲ指ス、ソノ餘ノ器之ノ之ハ人ヲ指ス、求備焉ノ焉ハ及其使人ヲ指ス、愛之ト忠焉
 ト同義ノ如ナレトモ、之ノ字ハ指物之辭、マタ泛言ノ設辭アツテ、此ハ人ヲ指ス、焉ハ
 愛之能勿勞乎ヲ指ス、焉之ノ別自ラ異ナル見ルベシ、其餘舉ル所ノ條々マタ推シ知
 ベシ、焉ノ於是タル、亦是ヲ以テ知ル、決辭ニ非ルコト、蓋マタ益分明ナリ、唯焉ハコ、ニ
 ト訓シ、コレニト訓シ、コレヨリト訓ス、コレヲト訓スルコトナシ、之ハコレヲト訓シ、
 コレニト訓ス、コノ助聲トヲノ助聲トヲ以テ分別ス、

第七章 用字格二右二に載する欲字格

附、教育勅語の漢譯中庶幾の用法に關する意見

欲の字の用法は、詞論に於て詳に論究してあるから、今茲に再びいはす、而して欲の字

と其用法を同くするものに、

願 請 冀 庶幾

等の數種がある、

さて、教育勅語の漢譯中、文部省の發表せる漢譯文には、其庶幾といふ文字の用法に就
 きて、予は前にこれと意見を異にすと云ふ事を發表して置き、その中自己の意見を論
 證して、諸家の意見を求めむと欲して居りしに會、本年明治四年六月十六日發行の大江
 敬香の風雅報を手にせしに、其中に一竹學人の名を以て、教育勅語の漢譯に關する議
 論を載せたるを見る、即ち、其文は大畧左の如きものである、

教育勅語漢譯ニ就キテ 一竹學人

從來諸家ノ譯ニ最モ一致ヲ缺ケルモノハ庶幾ニ字ノ用法ニシテ其關スル所重大
 ナリ此點ニ於ケル諸譯異同左ノ三種ニ歸着セリ

甲譯 朕庶幾與爾臣民俱拳々服膺成一其德

乙譯 庶幾朕與爾臣民俱拳々服膺成一其德

丙譯 朕與爾臣民俱拳々服膺庶幾成一其德

甲譯ト乙譯トハ意義ニ於テ相異ナキガ如シト雖モ丙譯ニ至リテハ甲乙二譯ト文

應用支那文典

第五編 副詞の位置に關する規則 第七章 用字格二ノ二十八
 右に載する欲字格附教育勅語の漢譯中庶幾の用法に關する意見

勢ヲ異ニシ 陛下御冀望ノ意味表面ニ現レザルモノト謂フベシ何トナレバ丙譯ノ如クナルトキハ「拳々服膺スルトキハ威有一德ヲ得ルニ近カラント云フ意義トナリ甲譯乙譯モ蓋ダシ同一ナラン」ノ如クナルトキハ「拳々服膺ノ手段ニ依リテ威有一德ノ目的ニ達センコトヲ冀望ス」ト云フ意義トナルベケレバナリ而シテ甲譯ノ意義ガ原文ニ「庶幾フ」トアリテ「コヒネガフ」ト讀ミ奉ルベキ場合ニ符合スルヤ言ヲ待タザルナリ或ハ曰ハン「庶幾ハ古來「コヒネガフ」ト訓スルコトアレトモ蓋シ謬レリ「庶幾ハ」近ノ義アルノミ之ヲ冀望ト同義ニ使用スルコトヲ得ザルベシト果シテ然ラバ古書ニ於ケル左ノ數例ヲ觀ルベシ

- (一) 哀敬折獄明啓刑書胥占咸庶中正刑書呂
- (二) 國人望君如望歲焉日月以幾杜註左傳哀
- (三) 於是上欣然庶幾遇之乃復東至海上望冀遇蓬萊焉武本記
- (四) 上憐太子無辜乃作思子宮爲歸來望思之臺於湖師右曰言己望能思之漢書武
- (五) 今寵祿初隆百僚觀行當堯舜之盛世處光華之顯時豈可不庶幾鳳凰夜以永衆譽弘
- (六) 皇太后詔曰……其以彪爲太傅賜爵關內侯錄尚書事百官總己以聽朕庶幾得專心後漢書

内位後漢書紀

此ノ如キ例孰カ「庶幾」ニ冀望ノ意義アルコトヲ證セザルモノアラシヤ或ハ曰ハシ第一例書呂刑ノ「咸庶中正」ノ「庶」ハ冀望ノ意ヲ有セズシテ近シノ義アルノミト然レトモ孔民傳ニ「明開刑書相與占之使刑當其罪皆庶幾必得中正之道」トアリ孔穎達ノ正義ニ之ヲ釋シテ「皆庶幾必得中正之道令獄官同心思使中也」トアルニアラズヤ文部省ノ漢譯ガ甲譯ノ如ク「朕」ノ下ニ「庶幾」ノ二字ヲ置キタルハ勅語ノ意義ヨリイフモ漢文ノ用例ヨリ論ズルモ其當ヲ得タルモノト信ス

さて「庶幾」の用法に關する諸家の意見は、甲乙丙三種に分るゝと云ふことが書いてあるが、予は初め諸家の譯文を悉く通覽せしにはあらざれど、其形式或は三種位になるならむと想像して居つたのである、その故は、第一は文部省の譯文にて「朕庶幾」といふ形式を取つて居るもの、第二は予の信ずる所の形式、即ち「庶幾朕」とある形式である、予は大畧この二つに外ならぬと思考して居りしに、知人中に一竹學人の所謂丙譯に當る説を主張するものもあるもので、予は茲に至つて大凡三種もあるかと氣付いたのである、然るに一竹學人の調査せし所に據るに、正しく先輩に此三説あることが分つたのである、

應用支那文典

第五編 副詞の位置に關する規則 第七章 用字格二ノ二十八 右に載する欲字格附教育勅語の漢譯中庶幾の用法に關する意見

右の三説中、何れを以て可とすべきか、予の考へに據るときは先づ庶幾といふ字は此場合に於て、近シといふ庶幾の第一義に用ひしものにあらずして、冀フといふ庶幾の第二義に用ひたものと思考するのである。

次に、勅語の御趣意は「朕ハ庶幾フ朕ハ爾臣民と俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセムコトヲ」と云ふ事であると思考す、而して此場合には、漢文の例に依りて、全文の主格たる最初の朕といふ語は省畧した形と見るのである。

次に、朕與爾臣民俱拳々服膺と云ふ句は、其下の咸一其徳といふ句の副詞にして、即ち咸一其徳といふ句は、陛下の御目的を表はしたるものにて、朕與爾臣民云々と云ふ句は、其目的を達する手段即ち方法を記せるものである。

右の理由に因りて、玆に一竹學人の所謂丙譯は、穩當にあらずと思考せらる、又甲譯と乙譯とを比較するに其意義は全然同一に歸するものなれど、その構造の趣きは大に異なるのである。

さて、甲譯は方法の副詞と目的との二つの句より成り立ちて居るものであるのを、朕と云ふ主格を目的の句に附けて、方法の句の方の主格たる朕といふ語は省畧してあるのである、これが即ち穩當で無いのである、若し此くの如き場合に於ける主格は、二つの中何れを畧するかと云へば、目的の句の方の主格を畧するのが漢文の通例である、但し甲譯の如くに、目的の方の主格を存して、方法の方の主格を省畧した例も無いではない、即ち例へば、

(A) 渤海廢亂朕甚憂之君欲何以息其盜賊以稱朕意漢書張

目的の主格と説明語 方法 目的

然皆欲得狂者環者而與之指孔孟大

磁策略四

の如き類である、それ故に予は甲譯を以て、全然誤謬とはいはぬのである、而して玆の甲譯の形式は、

(B) 上欲以劉夫人爲皇后唐二

目的の主格と説明語 方法 目的

とは似ては居れど、大なる相違があるのである、初學の者は大抵これを混同するものである、即ち(A)は方法の副詞が句から成り立て居るので、(B)は語から成り立て居るのである、換言すれば、(A)の何以息其盜賊といふ句は英語のクローズ(Close)に當り、(B)の以劉夫人といふはフレーズ(Phrase)に當るもので、クローズには主格を要すれど、フレ

應用支那文典

第五編 副詞の位置に關する規則 第七章 用字格二ノ二十八 右に載する欲字格附教育勅語の漢譯中庶幾の用法に關する意見

62
406

トズには主格を置く必要は無いからである。

乙譯は即ちこれを古人の用例に徴するに、

此問題に關係せず 目的の說明語 方法 目的

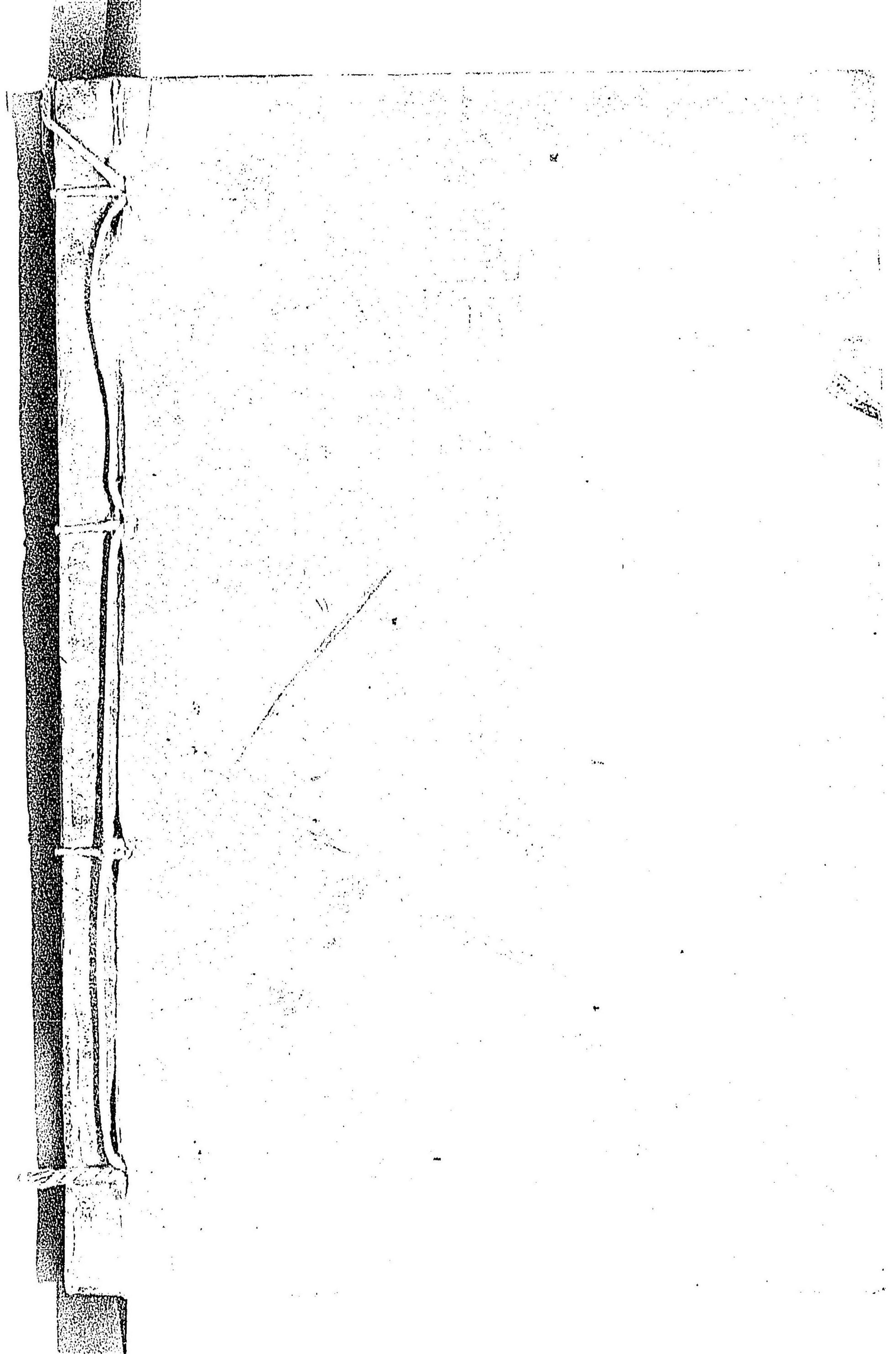
爲^ス政^ヲ者^ラ苟^ク不知^ク大體^ヲ必^ズ欲^ス人^人皆^テ致^ス私^ノ恩^ヲ以^テ悅^ス其^ノ意^ヲ 胡士徐正宗 約解

の如きものにて、方法の副詞には人々といふ主格が示されて居り、目的の方には欲といふ説明語の上に、主格が省略せられて居る形である。

右の如くなるが故に、甲譯と乙譯とは、其意味の上よりいふも、其構造の上よりいふも、全然同一にして、其間に優劣無きが如し、即ち古人の用例これを證明して居るのである。併しながら予は、其用例の多くの場合を涉獵せし結果と、音韻句調の上よりの觀察とによりて、乙譯の方を初から至當と信じて居つたのである。

應用支那文典終

支那文典 終 9/42



62
406

早稻田大學四十二年
文學科第二學年講義錄

應用支那文典

廣池千九郎

310581-000-0

62-406

応用支那文典

廣池 千九郎 述